郡上市景観計画

（改定案）

岐阜県郡上市

＜目　　次＞

はじめに・・・

はじめに

１．景観計画の必要性 ～なぜ今、景観なのか～

私たちが、自ら住む「まち」を考える場合、最初に思い浮かべるものは、視覚を中心とした五感で感じる「まちの“景観”」です。景観を通じて人々は地域を認識し、また自分たちが住んでいる故郷を感じます。昨今、景観が重要な課題として取り上げられるようになりましたが、これはまさに自分たちのアイデンティティを確立する上で、「まちの“景観”」が果たす役割に対する認識が高まってきたためといえます。

さらに、人口減少時代を迎えた現在、活力ある地域を創造していくためには、定住の促進と交流人口の確保に向けて、他と差別化できる競争力を如何に高めるかが重要な視点となっており、これらの観点からは、地域固有の歴史や産業・文化を映しだす“心地よく”“愛着の感じられる”景観が極めて大きな役割を果たすとの認識も高まりつつあります。郡上市には、かつての城下町の面影を残す町並みや、長良川、吉田川、和良川等の清流に沿った独特の水辺景観が残されており、それらが多くの人々を惹きつける集客資源となっています。これらの魅力をさらに高めて定住人口、交流人口を拡大し、地域活性化に結びつけていく上で、現在の良好な景観の維持・形成が一つの大きなポイントとなります。また高鷲地域では、「ひるがの高原牛乳」や「ひるがの大根」といった農産物の生産が盛んですが、これら農産物の価値を「地域ブランド」として高めて流通販売の拡大を図る上で、その生産地の景観イメージが果たす役割は極めて大きいといえます。このように良好な景観の形成は、実は地域の活性化と密接に関わっています。

中山間地域に位置する郡上市においては、人口減少、少子高齢化が大きな社会問題となっていますが、一方で歴史的な町並みや豊かな自然景観がまだまだ多く残されています。これらの景観を保全し、またそれらを活かした良好な景観形成を図ることは、今後、活力ある地域として生き残っていく上で、必要不可欠なことといえます。

２．景観計画策定の目的

平成 15 年７月、これからの社会資本整備の方向性を示す「美しい国づくり政策大綱」（国土交通省）が発表され、「この国土を国民一人一人の資産として、わが国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代へ引き継ぐ」という理念が示されました。また時期を同じくして決定された「観光立国行動計画」（観光立国関係閣僚会議）でも、美しい景観等の地域の魅力を維持、向上、創造していくことの重要性が謳われています。

このような背景のもと、平成 17 年６月にわが国で初めての景観についての総合的な法律として「景観法」が施行されました。本計画は、この景観法の第８条に規定する景観計画として定めるもので、良好な景観の形成に関する方針や、法的な強制力を伴う行為の制限事項等について定めるものです。

３．郡上市景観計画の位置づけと構成

郡上市景観計画は、景観法に基づく法定計画であり、景観法を活用するために必要な計画として策定します。

本計画は第２次郡上市総合計画および新市建設計画に即し、郡上市八幡都市計画マスタープラン等の関連計画との整合が図られた、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。具体的には景観形成の方針を定めるとともに、建築行為等に対する規制誘導等の具体的な措置を定めます。

なお、届出制度の運用状況の評価や、地域における景観まちづくりの進捗状況等を踏まえ、規制・誘導の仕組みや計画の推進体制の充実を図り、「成長する景観計画」として、社会状況やニーズの移り変わり等にも対応することとし、**公表から 10 年を目処に全体見直しを検討**します。

■郡上市景観計画の位置づけ

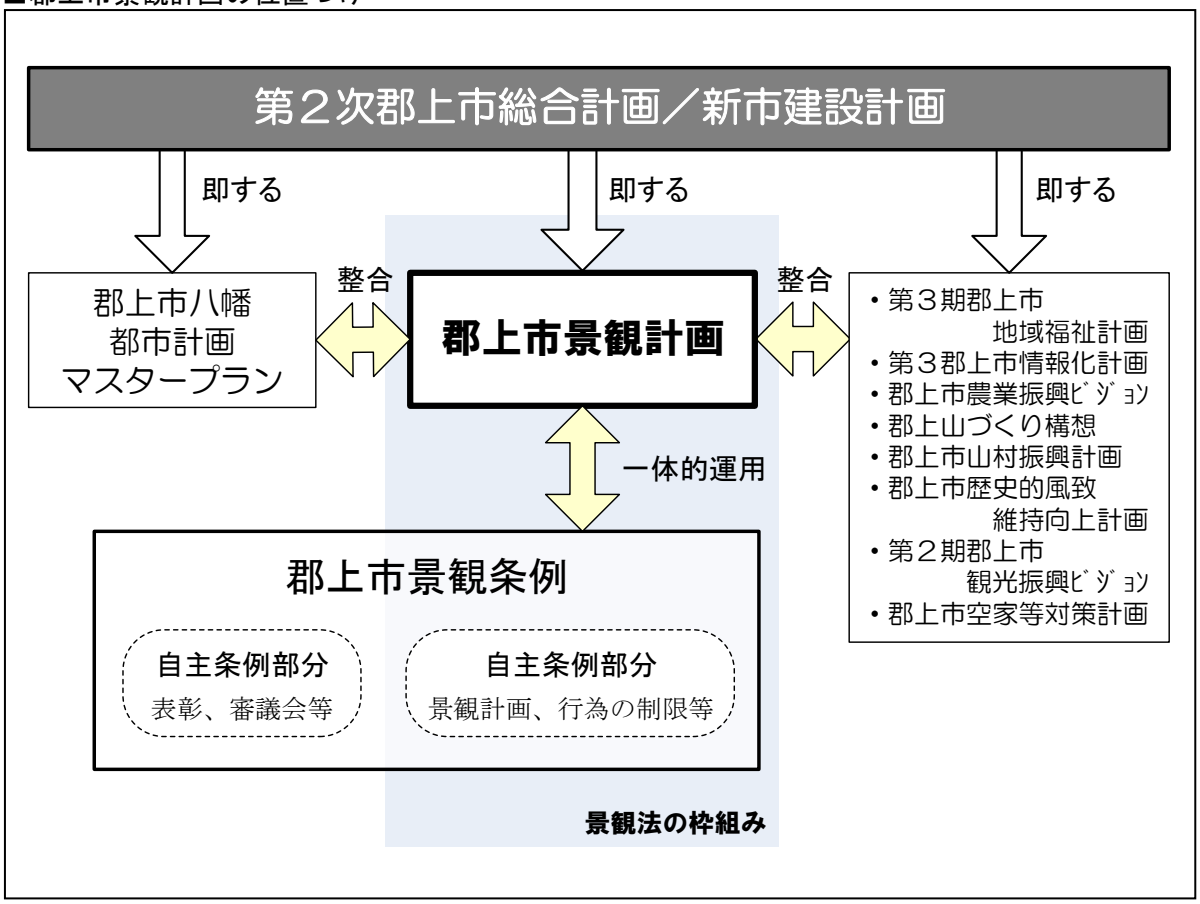

■郡上市景観計画の構成

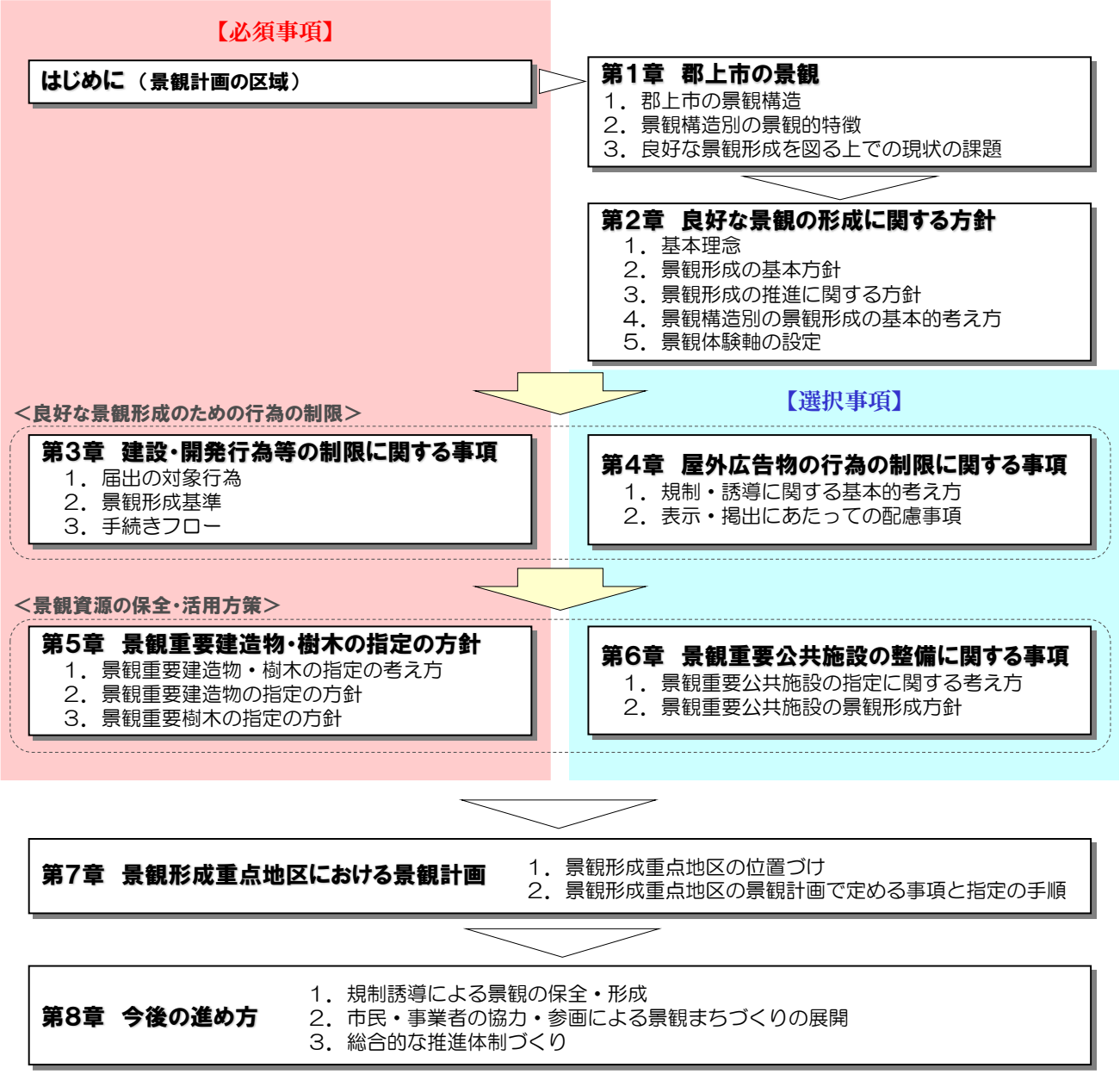
【必須事項】
はじめに（景観計画の区域）
第1章　郡上市の景観
1．郡上市の景観構造
2．景観構造別の景観的特徴
3．良好な景観形成を図る上での現状の課題
第2章　良好な景観の形成に関する方針
1．基本理念
2．景観形成の基本方針
3．景観形成の推進に関する方針
4．景観構造別の景観形成の基本的考え方
5．景観体験軸の設定
【選択事項】
＜良好な景観形成のための行為の制限＞
第3章　建設・開発行為等の制限に関する事項
1．届出の対象行為
2．景観形成基準
3．手続きフロー
第4章　屋外広告物の行為の制限に関する事項
1．規制・誘導に関する基本的考え方
2．表示・掲出にあたっての配慮事項
＜景観資源の保全・活用方策＞
第5章　景観重要建造物・樹木の指定の方針
1．景観重要建造物・樹木の指定の考え方
2．景観重要建造物の指定の方針
3．景観重要樹木の指定の方針
第6章　景観重要公共施設の整備に関する事項
1．景観重要公共施設の指定に関する考え方
2．景観重要公共施設の景観形成方針
第7章　景観形成重点地区における景観計画
1．景観形成重点地区の位置づけ
2．景観形成重点地区の景観計画で定める事項と指定の手順
第8章　今後の進め方
1．規制誘導による景観の保全・形成
2．市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開
3．総合的な推進体制づくり

４．景観計画の区域

景観法第８条第２項第１号に規定する景観計画区域は**本市全域**とします。「景観計画区域」では、景観への影響が大きい大規模な建築・開発行為等に対する規制・誘導を図ります。

なお、本市は広い市域を有しており、それぞれの地域で景観的特徴は大きく異なり、景観まちづくりに対する市民意識の熟度も様々であることから、本市を代表するような特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を『景観形成重点地区』として位置づけます。「景観形成重点地区」では、地区の特性に応じたよりきめの細かい景観形成基準等を定めることで、地区の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組むこととします。

また、本市は地形構造上、比較的広い谷筋を通る主要道路から眺められる沿道景観が、本市の景観イメージを強く規定することから、第２章で定める「良好な景観の形成に関する方針」を受けて、主要道路および鉄道を『景観体験軸』として設定します。「景観体験軸」では、より重点的な景観形成を図ります。

■景観計画における区域設定模式図

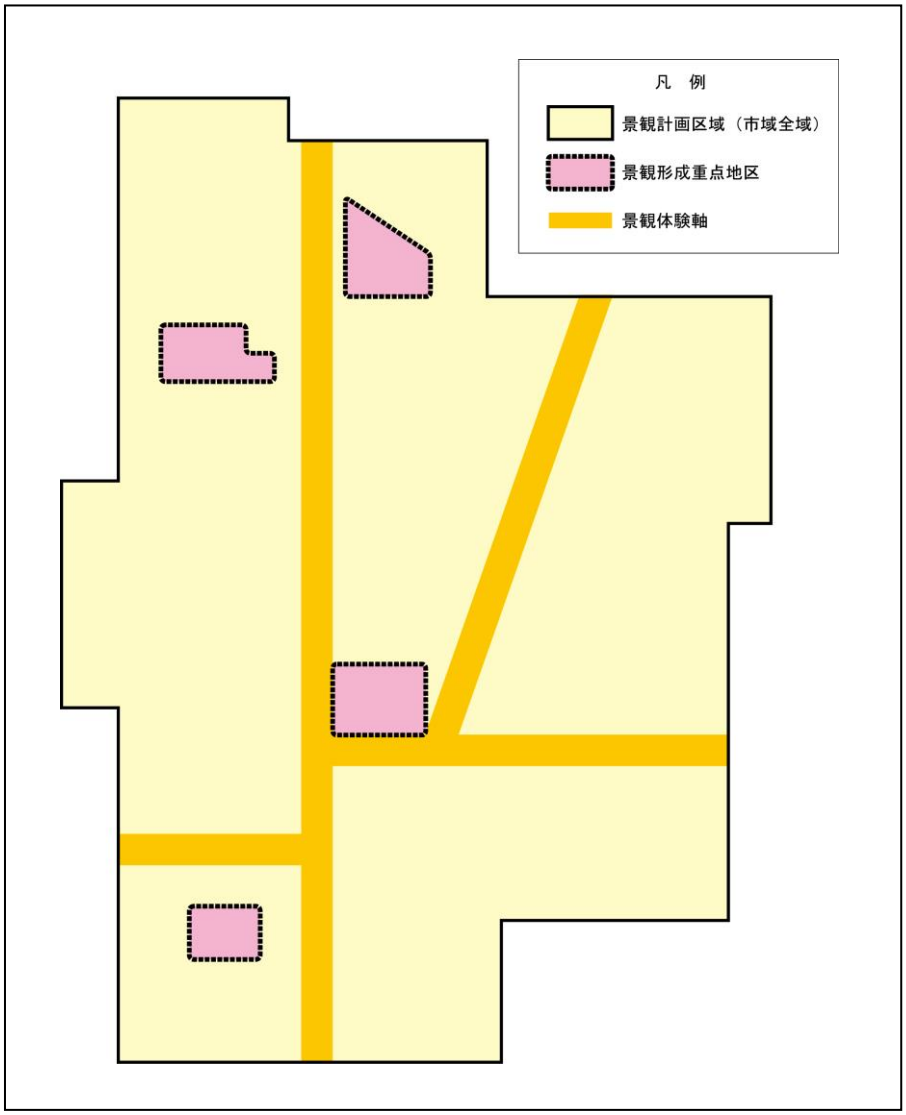

第１章　郡上市の景観

１．郡上市の景観構造

・本市は、市域の約９割を山林が占める山岳丘陵地帯であり、市域の大部分が長良川の源流域を形成しています。市内には“清流”長良川をはじめ、和良川、石徹白川など、24 本の一級河川が流れており、これら河川によって形づくられた幾つもの谷筋に集落が形成されています。このような両側に山が迫った方向性の強い景観が郡上市の景観の特徴となっています。

・これら谷筋の中で、長良川、吉田川、和良川沿いは比較的谷幅が広く、地域間を繋ぐ主要道路（国道）が走っており、最も大きな谷筋である長良川沿いの平地に人口が集積している市街地が形成されています。

・また、本市は市の最北部である白鳥町石徹白地域の銚子ヶ峰と、最南部である美並町地域の木尾で標高差が 1,700m と起伏に富んだ地形となっており、大規模な耕作地や別荘地等が展開する高鷲地区のひるがの高原、上野高原、明野高原といった高原地の伸びやかな景観は谷筋の景観とは表情が異なります。

・以上のような地形、およびその上で営まれてきた人々の活動により形成された郡上市の景観は、大きく「山林景観」「高原・リゾート景観」「谷筋集落（洞）景観」「沿道集落景観」「市街地景観」の５つに区分して考えることができます。

山林景観

高原・リゾート景観

谷筋集落（洞）景観

沿道集落景観

市街地景観

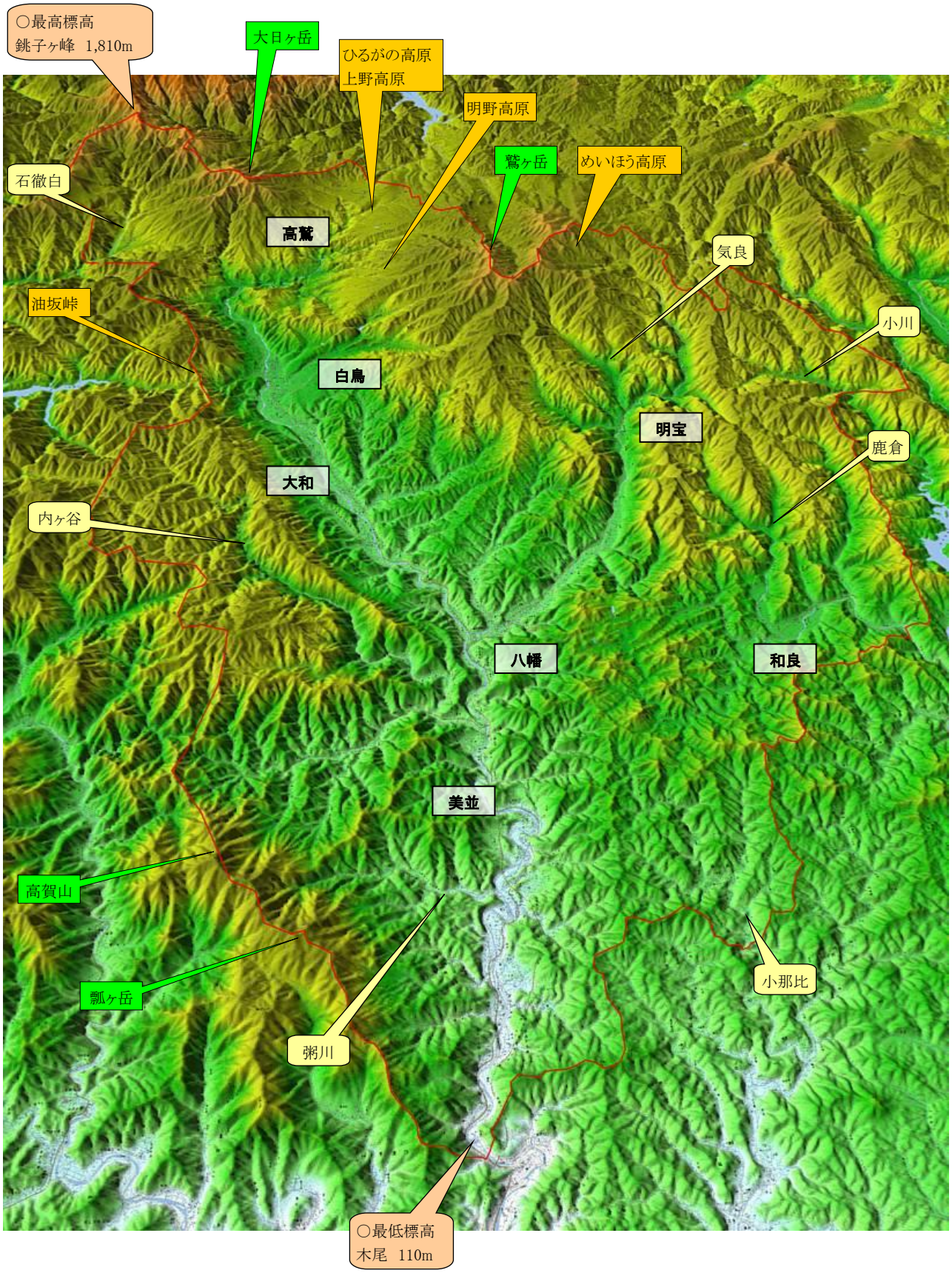
○最高標高
銚子ヶ峰 1,810m
大日ヶ岳
ひるがの高原
上野高原
明野高原
鷲ヶ岳
めいほう高原
石徹白
高鷲
気良
油坂峠
小川
白鳥
明宝
鹿倉
大和
内ヶ谷
八幡
和良
美並
高賀山
小那比
瓢ヶ岳
粥川
○最低標高
木尾 110m

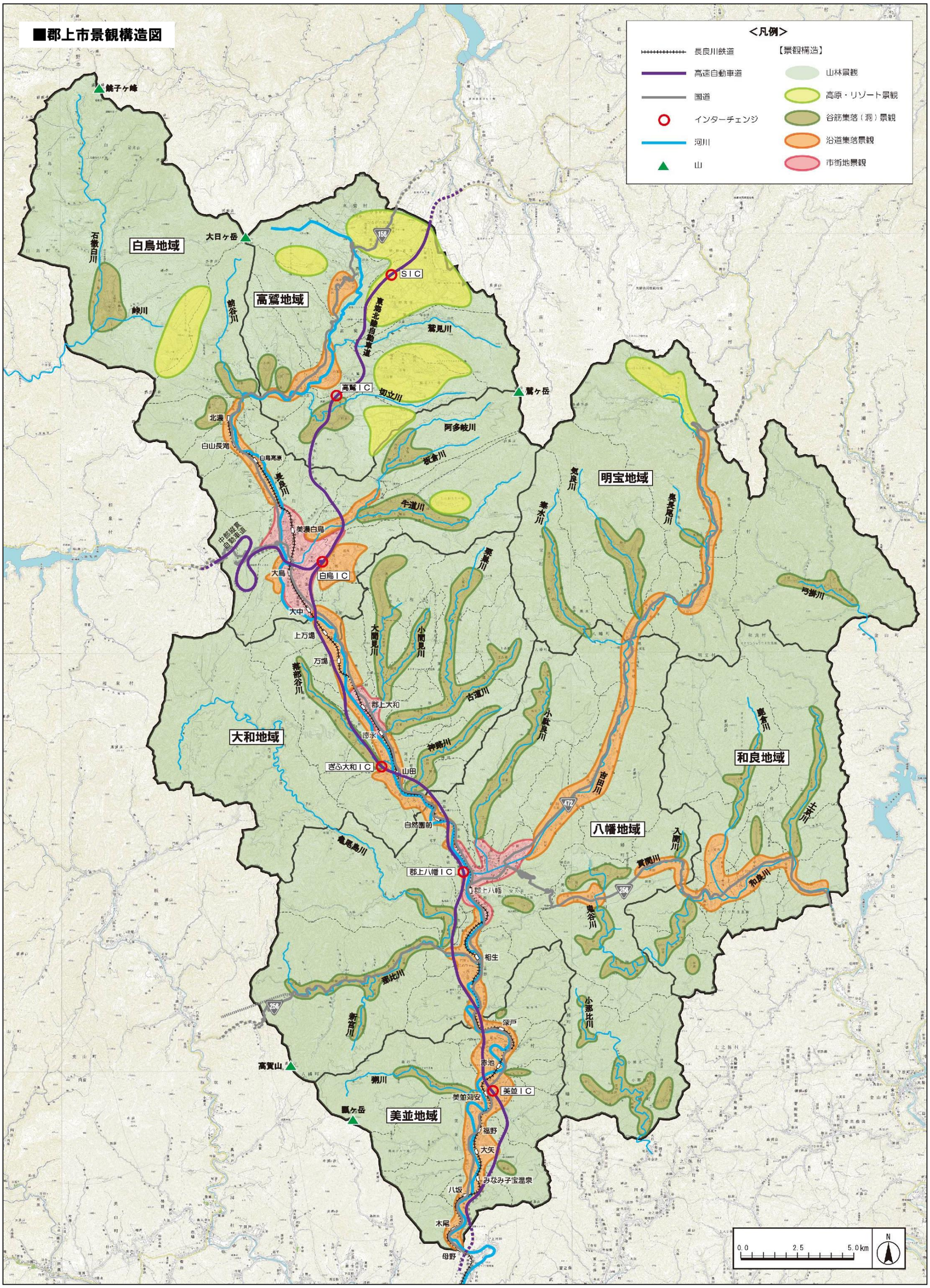
■郡上市景観構造図
<凡例>
長良川鉄道
高速自動車道
国道
インターチェンジ
河川
山
【景観構造】
山林景観
高原・リゾート景観
谷筋集落（洞）景観
沿道集落景観
市街地景観
銚子ヶ峰
大日ヶ岳
白鳥地域
高鷲地域
明宝地域
大和地域
和良地域
八幡地域
美並地域
石徹白川
峠川
前谷川
東海北陸自動車道
SIC
鷲見川
高鷲ＩＣ
切立川
鷲ヶ岳
北濃
白山長滝
白鳥高原
阿多岐川
板倉川
長良川
牛道川
美濃白鳥
中部縦貫自動車道
白鳥ＩＣ
大島
大中
上万場
万場
大間見川
小間見川
奥長良川
奥良川
奥水川
奥長尾川
弓掛川
都谷川
都上大和
陸水
古道川
小駄良川
神路川
ぎふ大和ＩＣ
山田
吉田川
自然園前
亀尾島川
郡上八幡ＩＣ
郡上八幡
入間川
貫間川
和良川
三滝川
鬼谷川
相生
那比川
新宮川
小那比川
深戸
赤池
高賀山
鶴川
美並刈安
美並ＩＣ
鶴ヶ岳
福野
大矢
みなみ子宝温泉
八坂
木尾
母野
0.0
2.5
5.0km
N

２．景観構造別の景観的特徴

⑴ 山林景観

・市域の約９割を占めており、郡上市の景観の基調をなしています。
・市街地や集落景観の背景となっており、市内のどこにいても眺められます。
・特に東海北陸自動車道からは連続的に山林景観が眺められ、郡上市の景観を印象付ける重要な景観要素となっています。

（小川峠からの眺め）

（牧/大和町）

（小川/明宝）

⑵ 高原・リゾート景観

・主に高鷲町のひるがの高原、上野高原、明野高原といった高原上の景観であり、高冷地野菜の大規模な耕作地や、スキー場、別荘地といったリゾート地としての土地利用が見られます。

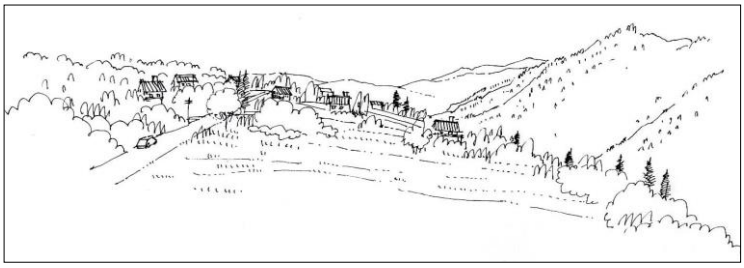

・緩やかな起伏のある地形で、広々とした開放感のある景観が展開しています。
・視界を遮るものが少なく、遠方の山並みの稜線が美しいスカイラインを形成しています。

（上野/高鷲町）

（ひるがの/高鷲町）

(3) 谷筋集落（洞）景観

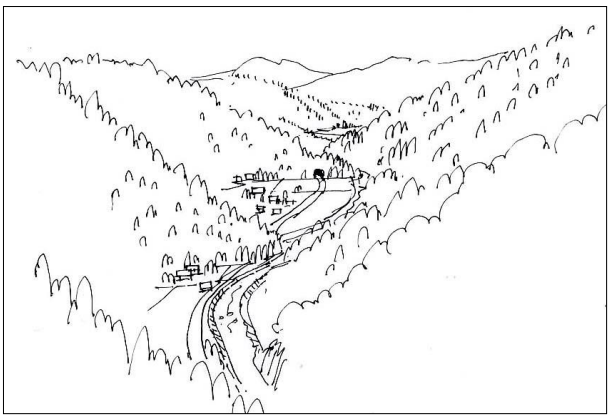

・山間を流れる河川沿いの谷筋に形成されている集落の景観であり、細長い形態で空間的な方向性が強いことに特徴があります。また、谷地に急峻な山が迫っており空間全体が狭く、囲まれ感やまとまり感が強く感じられます。
・郡上市内に数多く存在する景観構造であり、郡上市の景観を特徴付けています。
・山（里山）、集落、農地、川が一体となった空間構造で、特に谷筋上流側の集落は、昔ながらののどかな農山村景観が残されています。
・限られた土地を有効に利用するために、棚田や段々畑が形成されている場合も多くみられます。

（気良/明宝）

(4) 沿道集落景観

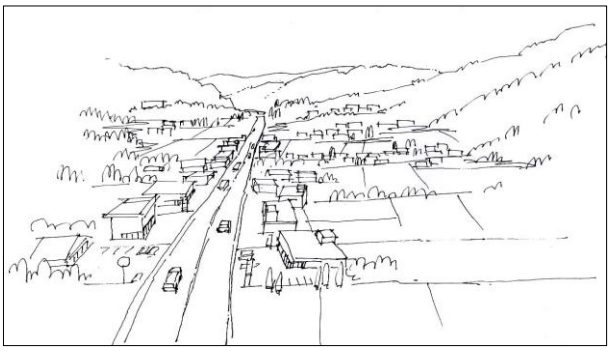

・郡上市の中では比較的谷幅が広く、広域を繋ぐ道路（国道）が通る長良川、吉田川、和良川沿いに形成されている集落の景観です。
・交通量が比較的多い道路沿いに立地していることから、当該タイプの景観は、地域のイメージを形成する上で重要な位置づけとなります。

（相戸/美並町）

（福野/美並町）

(5) 市街地景観

・人口および行政・商業サービス機能が集積し、建物が連担している地区の景観で、八幡町、大和町、白鳥町の中心部およびその縁辺部の景観が市街地景観に該当します。

・出桁や連子格子、袖壁等を有した木造二階建ての建築物が連続する町並み景観が、歴史的な趣を演出しています。

・一方、縁辺部では近代的な建物が立ち並び、無秩序に市街地が拡大している地区も見られます。また、道路沿いに様々な規模、形態、色彩の屋外広告物が掲出されており、雑多な印象を与える地区も存在します。

（八幡町市街地）

（小野/八幡町）

３．良好な景観形成を図る上での現状の課題例

○中心市街地における空き家・空き店舗の増加

山間部の集落や中心市街地では空き家や空き店舗が増加しており、放置され荒廃が進む家屋や町並みの活気を損なう空き店舗の存在が良好な景観形成を図る上での課題となっています。

○市街地郊外部における無秩序な宅地化の進行（スプロール化）

一部の市街地郊外部では、農耕地に無秩序に住宅等が建てられている状況が見られ、土地利用の適切な規制・誘導が課題となっています。

○沿道における看板類の乱立

国道等の幹線道路の沿線に、規模が大きく景観的に目立つ看板類が乱立している区間が見られ、沿道景観に煩雑な印象を与えています。

○高原地における無秩序な別荘地開発（狭小区画の別荘地開発）

高原地において、狭小区画の別荘地が無秩序に開発されている現状が見られます。

○耕作放棄地の増加・太陽光発電設備の設置

耕作放棄地が増加し、農山村の景観に荒廃した印象を与えています。また、こうした耕作放棄地に太陽光発電設備が設置されるケースも増加しており、適切な規制・誘導が課題となっています。

○農地における土石や廃棄物等の堆積

耕作放棄地等の目立つところに土石や廃棄物の堆積が行われている場所も見られ、景観的に煩雑な印象となっています。

第２章　良好な景観の形成に関する方針

１．基本理念

自然・歴史・文化が映える、ふるさと郡上の「原風景」を
みんなの手で守り育てる

本市には、変化に富んだ地形の上に、緑豊かな山林や“清流”長良川をはじめとした数多くの河川が流れ、美しい自然景観が各所に見られます。また、神社仏閣や文化財等の歴史的な資源、歴史的な趣が残る民家や町並み、季節の移り変わりを感じさせてくれる祭事等、長い年月の中で先人たちによって守り育まれてきた様々な資源があります。

このような本市の景観は、他に自信を持って誇れるものであり、市民一人ひとりの心の拠り所となる「原風景」を形づくっているものです。私たちには、このようなすばらしい本市の景観を次の世代に受け継いでいく義務があります。しかし少子高齢化による後継者不足、無秩序な開発の進行等により、本市の貴重な景観資源は失われつつあり、何も手を打たなければ、今後さらに景観資源の喪失が進んでしまうということを私たちは強く意識する必要があります。

良好な景観は、市民が「このまちに住んで良かった、これからも住み続けたい」と愛着や誇りを持てる、また来訪者が「また訪れたい、このまちに住んでみたい」と思う“まちの魅力”であり、良好な景観を形成するということは、まさに他に誇れる魅力的なまちをつくることにほかなりません。

私たちは、本市の魅力となる良好な景観を市民共有の財産として捉え、市民・事業者・行政が一体となって、ふるさと郡上の「原風景」を守り育てていきます。

２．景観形成の基本方針

基本方針１
長良川とその支川、それを取り巻く山林の自然景観を大切にする

吉田川

本市は、市域の大部分が“清流”長良川の源流域を形成しており、市内に 24 本の一級河川が流れています。特に長良川は市内を縦貫し、本市のシンボル的な景観要素となっています。また長良川における簗（やな）漁や、吉田川での鯉のぼりの寒ざらしは地域の風物詩となっており、ウナギ伝説で有名な粥川等、河川は単に自然資源だけでなく、地域の歴史や文化等に密接に関係した要素として捉えることができます。

また本市は市域の約９割が山林で占められており、郡上市最高峰の銚子ヶ峰をはじめ、大日ヶ岳、鷲ヶ岳等の高山市との市境に連なる山並みは、本市の景観を美しく縁取っています。また、市内のどこにいても市街地や集落の背景として山林を眺めることができ、本市の景観の“地”となっています。

このような長良川とその支川、それを取り巻く山林の自然景観を、後世に残していかなければならない、本市のかけがえのない資源としてとらえ、これを大切に守り育てます。

基本方針２
固有の地形や土地利用で成り立っている昔からの空間構造を守る

景観は、地形や気象といった自然環境と、その上で展開されてきた人々の営み、その結果としての土地利用の総体として存在します。例えば“洞（ほら）”と呼ばれる谷筋に立地する集落の景観は、谷間を流れる小川と、周囲を取り囲む丘陵地、谷部の低地に広がる集落や田園が一体となって形成されているものであり、自然環境を構成する各要素と、そこでの人々の営みとの関わり合いの中で形づくられています。このような景観は、人々の営みの歴史や文化が色濃く反映されており、地域の「原風景」として極めて重要なものといえます。

本市の景観形成にあたっては、このような自然地形と人為の土地利用で成り立っている昔からの空間構造を重視し、これを守ることを基本とします。

基本方針３
歴史・文化・慣習によって形づくられた各地区ならではの個性や誇りを活かしたまちづくりを進める

本市は、長良川沿いに人口が集積する市街地が立地し、長良川に流れ込む谷筋や山間の僅かな土地に比較的規模の小さい集落が数多く点在しています。本市の景観を考える上では、このような個々の地区や集落単位での良好な景観形成が極めて重要となります。

各地区（集落）には、城下町らしい軒の低い町並みが保存され、また重要無形民俗文化財に指定されている郡上踊が受け継がれている八幡や、白山信仰の影響を色濃く残す石徹白など、その成り立ちや長い歴史の中で培われた慣習等に基づく個性があり、それを表象するような事物や行事が脈々と受け継がれています。このように本市には、各地区（集落）単位、流域単位で特徴ある習慣や文化が、市全域に今もなお息づいています。本市の景観形成にあたっては、このような各地区（集落）の意識面、空間面での“核”となるようなものを見出し、それを活かしたまちづくりを進めることで、地域の人々に愛着を持たれる、それぞれの集落ならではの特徴ある景観づくりを行います。

また本市には、谷間の集落に“洞（ほら）”という地名が見られますが、このような地名は、そこに住んだ先人たちによって、地形、風土、位置や、そこに築かれた人間の文化的営みに関連してつけられたもので、古くから大切に引き継がれてきました。このような、景観とは直接的には関係しないと考えられがちな地名等についても、地域の文化を象徴し、人々の地域に対する愛着を醸成する文化資源として、積極的に残すよう努めます。

基本方針４
郡上市の景観イメージを強く規定する沿道景観を良好に保つ

本市は、比較的幅の広い谷筋に地域間をつなぐ国道等の主要道路が走っています。比較的交通量の多いこれらの道路は、郡上市の景観を体感する主要な視点場となっており、そこから眺められる沿道景観が、本市の景観イメージを強く規定しています。

そこで本市においては、これらの道路および沿道エリアを明確に位置づけ、より重点的な景観形成を図ります。

３．景観形成の推進に関する方針

①協働による景観形成の推進

良好な景観の形成にあたっては、市民・事業者・行政等、本市の景観づくりに関わる全ての主体が適切な役割分担と連携の下で取り組むことが不可欠となります。

そのため、「身近な地域の景観づくりは市民､事業者が主体に」「市全体の景観づくりや地域間の調整は市が主体に」、市民・事業者・行政それぞれの役割分担を明確にした、協働による景観形成を推進します。

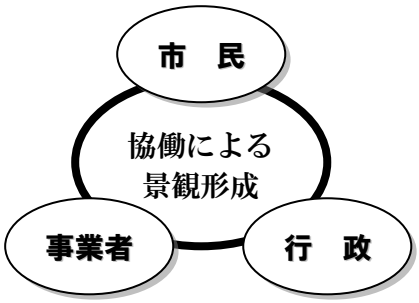

＜市の責務＞

○良好な景観の形成を図るための施策を総合的に策定し、計画的に実施するとともに、その実施にあたっては、景観法その他の法令による制度を積極的に活用し、施策の実効性を高めるよう努める。

○本市の魅力的な景観を創出するために、分野横断的な連絡・調整機能を強化するとともに、市の公共施設の整備にあたっては、良好な景観形成の先導的な役割を果たす。

○良好な景観の形成を図るために必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又は公共的団体等に対し、良好な景観の形成について協力の要請をするものとする。

○良好な景観形成に関わる施策の策定にあたっては、市民および事業者の意向が反映されるよう努める。

○市民・事業者の主体的な取り組みを促すため、景観に関わる知識の普及や意識の高揚につながる施策を実施するとともに、必要な支援策を講じるよう努める。

＜事業者の責務＞

○土地の利用等の事業活動が地域の景観に大きな影響を与え、また事業所等の施設が地域景観の重要な要素であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める。

○景観が市民共有の財産であることを認識し、市が実施する良好な景観を形成するための施策に協力する。

○農業・林業等においては、本市の良好な産業景観の形成に寄与するよう努める。

○地場材の有効活用方法等、本市の良好な景観形成に寄与するような技術開発等に協力する。

＜市民の責務＞

○他に誇れる景観を育み、次世代に継承していくために、自らが景観形成の主体であること、また良好な景観の受益者であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努める。

○景観が市民共有の財産であることを認識し、市が実施する良好な景観を形成するための施策に協力する。

○本市の良好な景観形成につながるような取り組みや活動を自主的に実施する。

②積極的な普及啓発・広報活動の展開

本市の美しい景観づくりを実現させるためには、できるだけ多くの市民や事業者が本市の景観に対する関心を持ち、良好な景観形成に向けた“一歩”を踏み出すことが求められます。

そのため、シンポジウムの開催や、学校教育・生涯学習の場における「景観出前講座」等を開催することで、景観まちづくりに対する意識の醸成を図るとともに、市のホームページや広報誌等を活用し、規制誘導に関わる制度適用の必要性やその効果、景観まちづくりに対する支援制度の内容、また景観に関わる講演会や勉強会の開催案内等、市民の理解および参加を促すための積極的な情報提供を図ります。

③地域個性を活かした景観まちづくりの推進

本市は広い市域を有しており、第１章の「郡上市の景観」でも示したように、それぞれの地域で景観的特徴は大きく異なります。また、景観まちづくりに対する市民意識の熟度も地域によって差異があることが考えられます。

そのため、本市を代表するような特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を『景観形成重点地区』として指定し、地域ごとの「あるべき景観像」をそれぞれの地域で十分に話し合いながら、よりきめの細かい基準等を設定するなど、それぞれの地域の個性を活かした景観まちづくりを推進します。

このような景観形成重点地区の指定により、良好な景観づくりに対する市民意識を高めるとともに、地区間の競争意識や切磋琢磨により、市全体のレベルアップを図ります。

④総合的な推進体制の構築

良好な景観を形成するためには、商工業や農林業等の産業部局、文化財の指定等に関わる文化・教育部局等との連携による総合的、一体的な取り組みが求められます。

そのため、行政内の各部署で実施する各種事業を、本市の良好な景観の保全・形成という大きな目標の元で連携して実施していくために、全庁的な事業調整の場を設け、情報の共有を図るとともに、景観まちづくりの事業調整と連携強化に努めます。また、景観に関する優れた見識を有し、本市の景観をよく知る学識経験者や専門家を景観アドバイザーとして選任し、必要に応じて技術的な助言等を受けられる景観アドバイザー制度を継続して運用します。

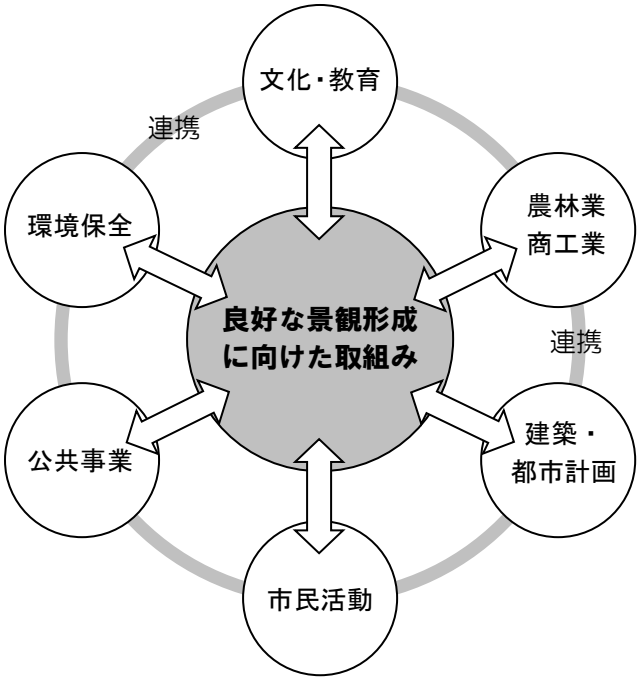

４．景観構造別の景観形成の基本的考え方

(1) 山林景観

小川峠から眺められる山並み

・本市は市域の約９割が山林で占められており、市内のどこにいても市街地や集落の背景として山林を眺めることができます。また本市の景観を多くの人が認識する主要な視点場となる東海北陸自動車道からは、連続的に山林景観が眺められます。

・このように、山林は美しい緑の背景として本市の景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳信仰が盛んであった本市においては、山への良好な眺望を保全することは歴史・文化的な側面からも重要です。また山林は、防災や水源涵養といった機能面でも重要な役割を果たしています。

・本市の山林は、生産を目的として植林された人工林が多くを占め、林業の生産活動を通じて適切な管理がなされ、良好な環境および景観が維持されてきました。しかし近年は、木材流通市場の国際化や地域社会の過疎化・高齢化が進み、林業従事者と“山づくり”を担ってきた地域の活力が減少し、山里の文化が失われつつあります。

・また、薪炭材の採取等で人々の生活と密接に関わり、適切に管理されてきた集落背後の里山は、生活スタイルの変化等により利用されなくなり、鬱蒼とした藪になりつつあります。

○山林の区分による目的に応じた山林整備や管理の実施

今後は、自然環境の維持を重視する山林、生産を重視する山林、また主要街道沿いや特徴的な景観を有する地区・集落の背景等、景観面において特に適切な管理が求められる山林などに区分し、山林への関わり方や目的に応じた山林整備、管理・保全の方法を見定めながら、良好な山林景観の維持・形成を目指します。

○主要道路沿い等における山林の適切な管理の実施

多くの人の目に触れることになる主要道路沿いの山林等については、重点的に間伐や枝打ちなどによる、“見える山”の適正管理に努めるとともに、さらには、これらの山林を“見せる山”として演出し、工夫しながら良好な山林景観を形成します。

○山づくり意識の普及・啓発

産業としての林業だけでなく、山林の防災面や水源地としての役割に地域住民が関心を持ち、様々な形で山づくりに関わっていけるようにするために、各種の市民活動や教育の場を通じて山づくり意識の普及・啓発を図ります。

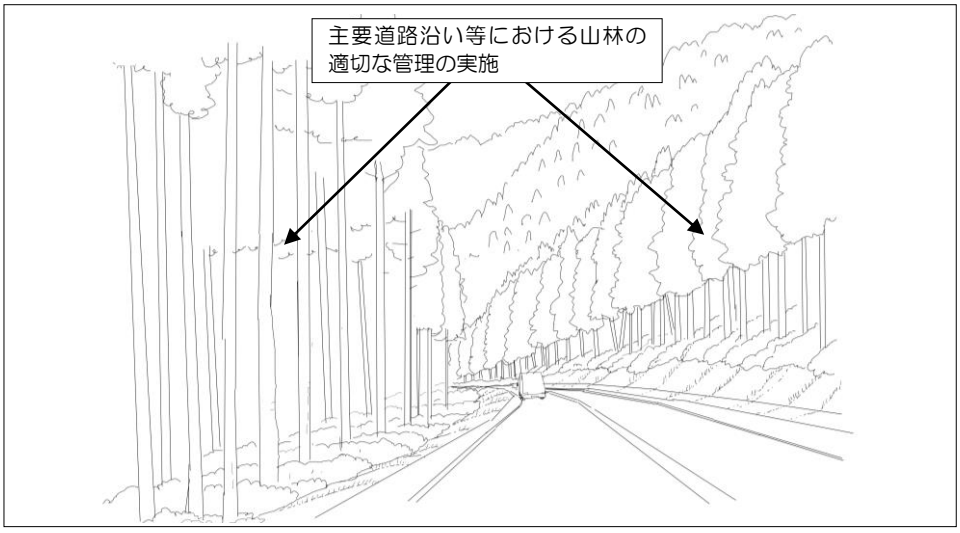

(2) 高原・リゾート景観

・高鷲町のひるがの高原、上野高原、明野高原等では、高冷地野菜の大規模な耕作地や牧草地が広がり、遠方の山並みの稜線が美しいスカイラインを形成する、高原ならではの伸びやかで開放感のある景観が展開しています。このような高原地では、スキー場、別荘地といったリゾート地としての土地利用も見られます。

・谷間に山が迫る谷筋集落の景観とは大きく異なるこのような高原の景観は、本市の景観を特徴付ける重要な要素の一つとなっています。

・一方で、道路沿いには様々な規模、形態、色彩の屋外広告物が掲出されており、高原ならではの美しい景観が損なわれている地区も存在する他、先に「良好な景観形成を図る上での現状の課題例」でも示したように、一部のエリアでは、狭小区画の別荘地が無秩序に開発されている現状が見られ、良好な環境のリゾート地として成熟していくか懸念されます。

○宅地開発要綱等の制定等による落ち着きあるリゾート地の形成

このような高原・リゾート地においては、宅地開発要綱等の制定等により、既存樹林を極力残した、ゆとりある宅地規模の開発を促すとともに、伸びやかな高原景観の眺めを阻害するような主要道路沿いの看板類の乱立を抑制し、高原ならではの伸びやかに広がる農地や豊かな自然環境を活かした、落ち着きあるリゾート地の形成を目指します。

ひるがの高原の牧草地

ひるがの高原の大根畑

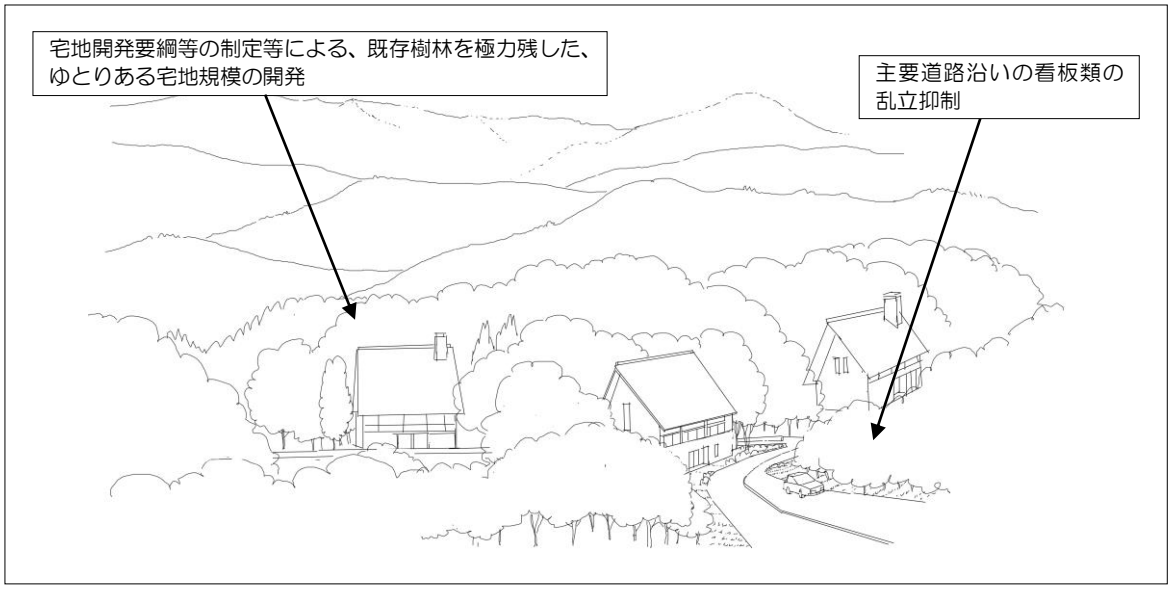

(3) 谷筋（洞）集落景観

・山岳丘陵地帯に位置する本市は、山間を流れる河川によって形成された数多くの谷筋に集落が形成されており、このような細長い谷筋の地形は“洞（ほら）”という地域独特の名称で呼ばれています。

・“洞”は山（里山）、集落、農地、川が一体となった空間構造となっており、本市の特徴的な集落景観を形作っています。特に谷筋上流側の集落は、昔ながらののどかな農山村景観が残されており、棚田や段々畑が形成されている場合も多くみられなど、それぞれの“洞”には個性や特徴があります。

・一方で谷筋上流側の集落は、人口減少や高齢化の傾向が強く、徐々に現在のような良好な農山村の生活・生産環境や景観を保てなくなることが懸念されます。

○移住者の受け入れ促進等による集落コミュニティの維持・形成

人口の減少傾向が強い谷筋（洞）集落においては、それぞれの“個性や魅力”を見出し、それらを活かすことで、積極的な都市住民との交流活動の展開や、空き家等の住宅ストックを活用した移住者の受け入れ促進等を図り、集落景観の維持・形成の担い手となる集落コミュニティの維持・形成に努めます。

○“洞”の空間構造の維持

里山の新たな活用（環境教育や交流活動の場としての活用等）による集落の裏山の適切な維持管理、伝統的な農家の建物（建築様式）や石垣等の保全・継承、営農活動支援等による棚田等の維持、自然素材や伝統工法を用いた地域性の感じられる自然豊かな河川環境の創出等により、本市の景観を強く特徴付けている“洞”の空間構造（山・集落・田・川の良好な相互関係）を適切に維持します。

山（里山）、集落、農地、川で構成される“洞”の景観

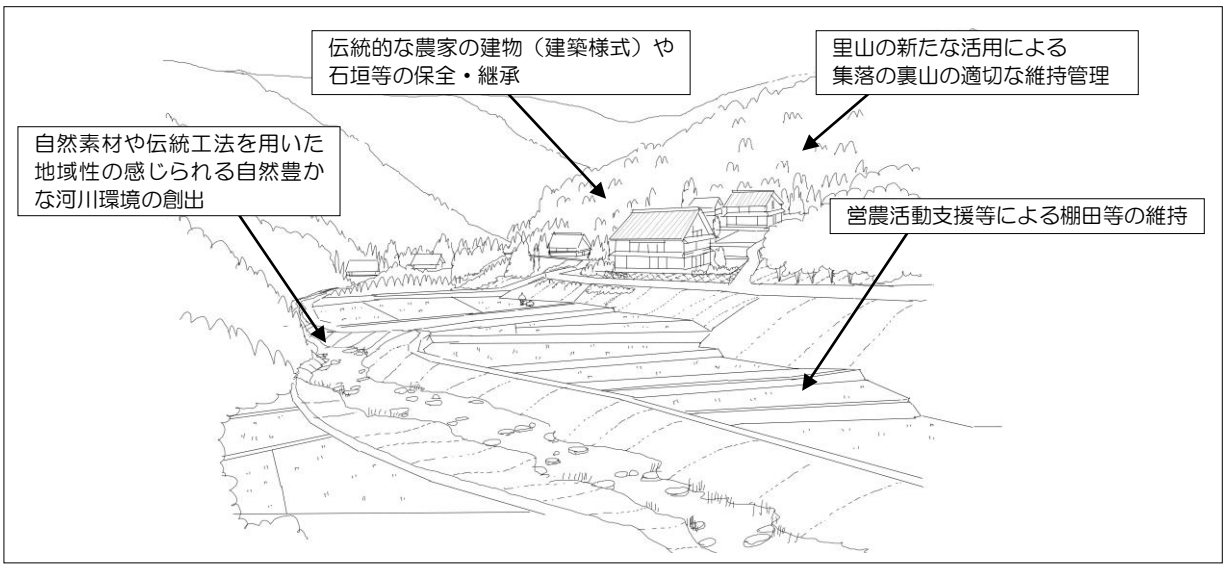

(4) 沿道集落景観

・交通量が比較的多い国道等の広域を繋ぐ道路は、郡上市の景観を体感する主要な視点場となります。

・このような道路から眺められる沿道集落の景観は、本市の景観を体験する上での第一印象を形成するものであり、本市の景観イメージを強く規定しています。

○秩序ある土地利用の誘導や看板類の整除等による良好な沿道景観の形成

沿道集落においては、本市の景観構造を認識する上で明らかな阻害要素となる大規模建築物の出現や大規模開発の抑制、道路沿いにおける看板類の規制、道路沿いの建物等の高さや色彩、素材、様式等の誘導、耕作放棄地の出現の抑制や景観形成作物の植え付けの推奨等によるまとまりある田園景観の維持、道路沿いにおける草花の植栽等により、道路利用者を迎え入れるホスピタリティが感じられるような沿道景観の形成に努めます。

国道沿いの景観

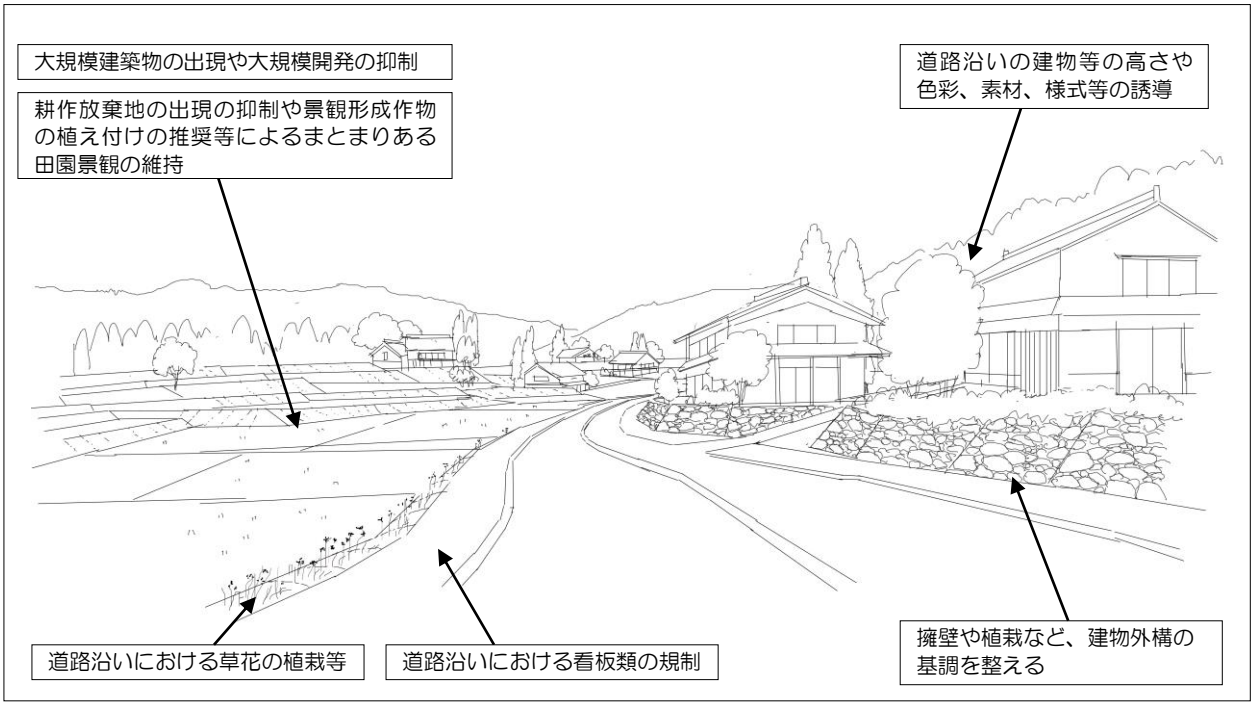

(5) 市街地景観

・八幡地区の城下町の面影が残る町並みは、多くの人々を惹きつける大きな集客資源となっており、「郡上市の景観＝城下町の町並み」として認識されています。また白鳥町中心部にも、趣のある建物が現在も見られます。

・このような伝統的な町並みは地域の気候・風土や歴史等の様々な条件により形成されてきた、地域の個性を色濃く表出しているものであり、後世に継承していくことが強く望まれます。

・また大和町中心部では、道路整備と公共施設、大規模商業施設の集積により賑わいを生み出している地区や、道の駅や温泉施設等の整備を契機に行楽客の立ち寄りが多くなり、背後地の里山整備なども進められ、今後さらに開発が進む可能性の高い地域も存在します。

○住民協定の締結等による伝統的な町並み景観の維持・形成

伝統的な町並みが残る市街地においては、伝統的な建築様式の尊重による歴史的趣が連担する町並みの維持・形成や、住民協定等による建物の色彩・高さ・様式等の規制・誘導、背景となる山への眺望や通りの突き当りに位置する寺院等の歴史的建築物への見通しの維持・演出等により、多くの人に郡上市の“顔”として認識される市街地の伝統的な町並み景観を磨き、育て、歴史資産を後世に継承していきます。

また、庭木や軒先の草花の植栽やまち中を流れる用水等による、潤いの感じられる町並み形成を図ります。

○市街地近郊における秩序ある土地利用誘導

市街地近郊に位置する一部のエリアでは、農地に無秩序に住宅等が建てられている状況が見られることから、都市計画の土地利用区分に基づく適切な規制・誘導を図ることで秩序ある土地利用を促します。さらに国道等の幹線道路沿いにおいては、看板類の適切な規制を図ります。

八幡地区の町並み

白鳥町中心部に残る趣のある建物

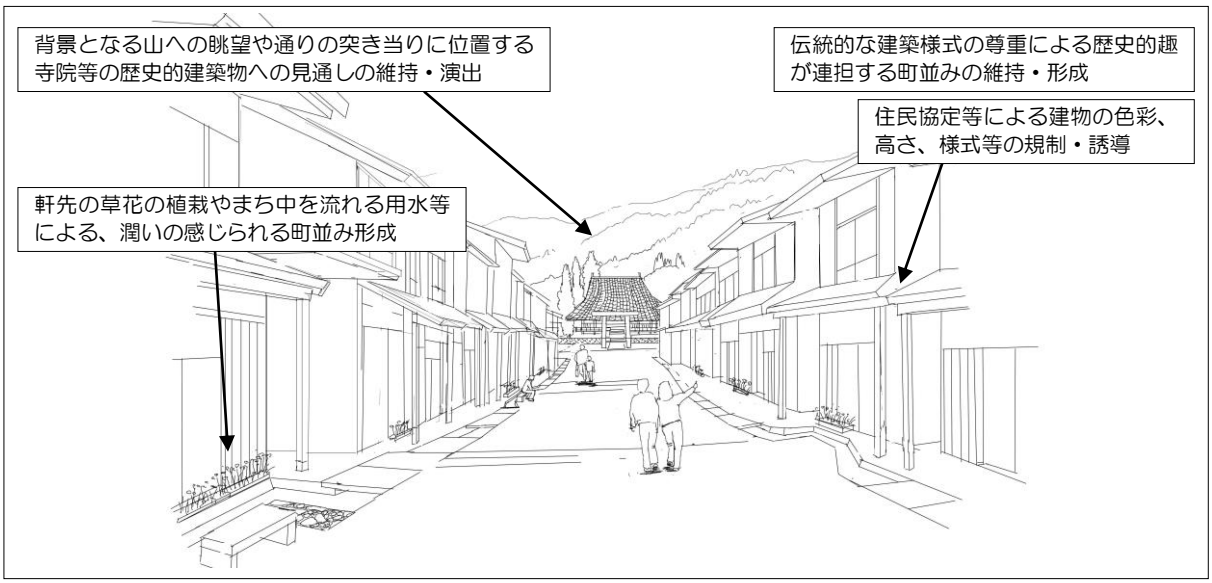

＜基本理念＞

自然・歴史・文化が映える、ふるさと都上の「原風景」をみんなの手で守り育てる

景観形成の基本方針

【基本方針１】
長良川とその支川、それを取り巻く山林の自然景観を大切にする

本市を縦貫して流れる長良川や、市内を流れる24本の一級河川、また市域の約９割を占め、本市の景観の“地”となっている山林の自然景観を、後世に残していかなければならない、本市のかけがえのない資源としてとらえ、これを大切に守り育てます。

【基本方針２】
固有の地形や土地利用で成り立っている昔からの空間構造を守る

谷間を流れる小川と、周囲を取り囲む丘陵地、谷部の低地に広がる集落や田園が一体となって形成されている谷筋集落の景観など、自然地形と人為の土地利用で成り立っている昔からの空間構造を重視します。

【基本方針３】
歴史・文化・慣習によって形づくられた
各地区ならではの個性や誇りを活かしたまちづくりを進める

各地区には、その成り立ちや長い歴史の中で培われた慣習等に基づく個性があり、それを表象するような事物や行事が脈々と受け継がれています。このような各地区の“シンボル”となるようなものを見出し、それを活かした特徴ある景観づくりを行います。

【基本方針４】
郡上市の景観イメージを強く規定する沿道景観を良好に保つ

比較的幅の広い谷筋を走る国道等の主要道路は、郡上市の景観を体感する主要な視点場となることから、これらの道路および沿道エリアを明確に位置づけ、より重点的な景観形成を図ります。

景観構造別の景観形成の基本的考え方

〉〉〉 山　林 〈〈〈

★山林は美しい緑の背景として本市の景観を印象付ける重要な景観要素であり、また山岳信仰が盛んであった本市においては、山への良好な眺望を保全することは歴史・文化的な側面からも重要。

○山林の区分による目的に応じた森林整備や管理の実施
自然環境の維持を重視する森林、生産を重視する森林、また主要街道沿いや特徴的な景観を有する地区や集落の背景等、景観面において特に適切な管理が求められる山林などに区分し、目的に応じた森林整備や管理の方法を見定めることで、良好な山林景観の維持・形成を目指す。

○主要道路沿い等における山林の適切な管理の実施
主要道路沿いの山林等については、重点的に間伐や枝打ちなどによる、“見える山”さらには“見せる山”としての適正管理に努める。

○山づくり意識の普及・啓発
地域住民が様々な形で山づくりに関わっていけるようにするために、各種の市民活動や教育の場を通じて、山づくり意識の普及・啓発を図る。

〉〉〉 高原・リゾート 〈〈〈

★遠方の山並みの稜線が美しいスカイラインを形成する、高原ならではの伸びやかで開放感のある景観が展開。

○宅地開発要綱等の制定等による落ち着きあるリゾート地の形成
宅地開発要綱等の制定等により、既存樹林を極力残した、ゆとりある宅地規模の開発を促すとともに、伸びやかな高原景観の眺めを阻害するような主要道路沿いの看板類の乱立を抑制し、高原ならではの伸びやかに広がる農地や豊かな自然環境を活かした、落ち着きあるリゾート地の形成を目指す。

〉〉〉 沿道集落 〈〈〈

★交通量が比較的多い国道等の広域を繋ぐ道路から眺められる沿道集落の景観は、多くの人々に「郡上市の景観」として認識される。

○秩序ある土地利用の誘導や看板類の整除等による良好な沿道景観の形成
大規模建築物の出現や大規模開発の抑制、道路沿いにおける看板類の規制、道路沿いの建物等の高さや色彩、素材、様式の誘導、耕作放棄地の出現の抑制や景観形成作物の植え付けの推奨等によるまとまりある田園景観の維持、道路沿いにおける草花の植栽等により、道路利用者を迎え入れるホスピタリティが感じられる沿道景観の形成に努める。

〉〉〉 谷筋（洞）集落 〈〈〈

★山（里山）、集落、農地、川が一体となった空間構造となっており、本市の特徴的な集落景観を形作っている。

○移住者の受け入れ促進等による集落コミュニティの維持・形成
都市住民との交流活動の展開、空き家等の住宅ストックを活用した移住者の受け入れ促進を図り、集落景観の維持・形成の担い手となる集落コミュニティの維持・形成に努める。

○“洞”の空間構造の維持
集落の裏山の適切な維持管理、伝統的な農家の建物や石垣等の保全・継承、営農活動支援等による棚田等の維持、自然素材や伝統工法を用いた自然豊かな河川環境の創出等により、本市の景観を強く特徴付けている“洞”の空間構造を維持する。

〉〉〉 市街地 〈〈〈

★中心市街地の歴史的な町並みは、多くの人々に「郡上市の顔」として認識されている。

○住民協定の締結等による伝統的な町並み景観の維持・形成
伝統的な建築様式の尊重による歴史的趣が連担する町並みの維持・形成、住民協定等による建物の色彩、高さ等の規制・誘導等により、市街地の伝統的な町並み景観を磨き、育てる。

○市街地近郊における秩序ある土地利用誘導
市街地近郊エリアでは、都市計画の土地利用区分に基づく規制・誘導を図ることで秩序ある土地利用を促す。また国道等の幹線道路沿いにおいては、看板類の適切な規制を図る。

景観形成の推進に関する方針

○協働による景観形成の推進…「身近な地域の景観づくりは市民が主体に」「市全体の景観づくりや地域間の調整は市が主体に」といったような、市民・事業者・行政それぞれの役割分担を明確にした協働による景観形成を推進する

○普及啓発・広報活動の展開…シンポジウムの開催や「景観出前講座」等の開催による景観まちづくりに対する意識の醸成、市民の理解および参加を促すための積極的な情報提供を図る

○地域個性を活かした景観まちづくりの推進…特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組む地区の取り組みを積極的に支援する

○総合的な推進体制の構築…景観形成にかかわる全庁的な事業調整の場を設けるとともに、有識者等を景観アドバイザーとして選任し、必要に応じて技術的な助言等を受けられる景観アドバイザー制度を継続して運用する

５．景観体験軸の設定

本市は、幾つもの谷筋に集落が形成されており、両側に山が迫った方向性の強い景観が一つの特徴となっています。これら谷筋の中で、比較的幅の広い谷筋に地域間をつなぐ国道等の主要道路が走っており、比較的交通量の多い、これら主要道路から眺められる沿道景観が、本市の景観イメージを強く規定しています。

そこで、本市の景観を体感する場となり、本市の良好な景観イメージを形成する上で極めて重要な位置づけとなる主要道路および鉄道を『景観体験軸』として設定し、より重点的な景観形成を図ることとします。

＜景観体験軸設定の考え方＞

①高速道路、国道、長良川鉄道
②高速道路ＩＣアクセス道路
③地域間を連絡する幹線道路
④その他（景観形成重点地区のアクセス道）

■景観体験軸の設定路線

①長良川鉄道		**①高速道路、国道、長良川鉄道**
②東海北陸自動車道		
③中部縦貫自動車道		
④国道 156 号		
⑤国道 158 号		
⑥国道 256 号		
⑦国道 472 号		
⑧高鷲インター線		**②高速道路ＩＣアクセス道路**
⑨八背尾線・ＳＡ西線		
⑩白鳥明宝線	通称やまびこロード	**③地域間を連絡する幹線道路**
⑪剣大間見白鳥線		
⑫鮎立恩地線		
⑬北部広域農道		
⑭ひるがの高原線		
⑮白鳥板取線	通称西側県道	
⑯大和美並線		

【景観体験軸における配慮事項・取り組み事項】

〇沿道（沿線）の開発行為や建築行為を規制・誘導し、良好な町並み形成を図る
〇沿道（沿線）における看板の乱立を抑制する
〇防護柵等の道路付属施設のデザインを統一し、道路周辺への眺めを向上させる
〇橋梁・トンネル坑口等の構造物については、周辺景観への調和を十分考慮したデザインとする
〇対象となる道路に愛称をつけ、馴染みやすくする

■「景観体験軸」の設定路線

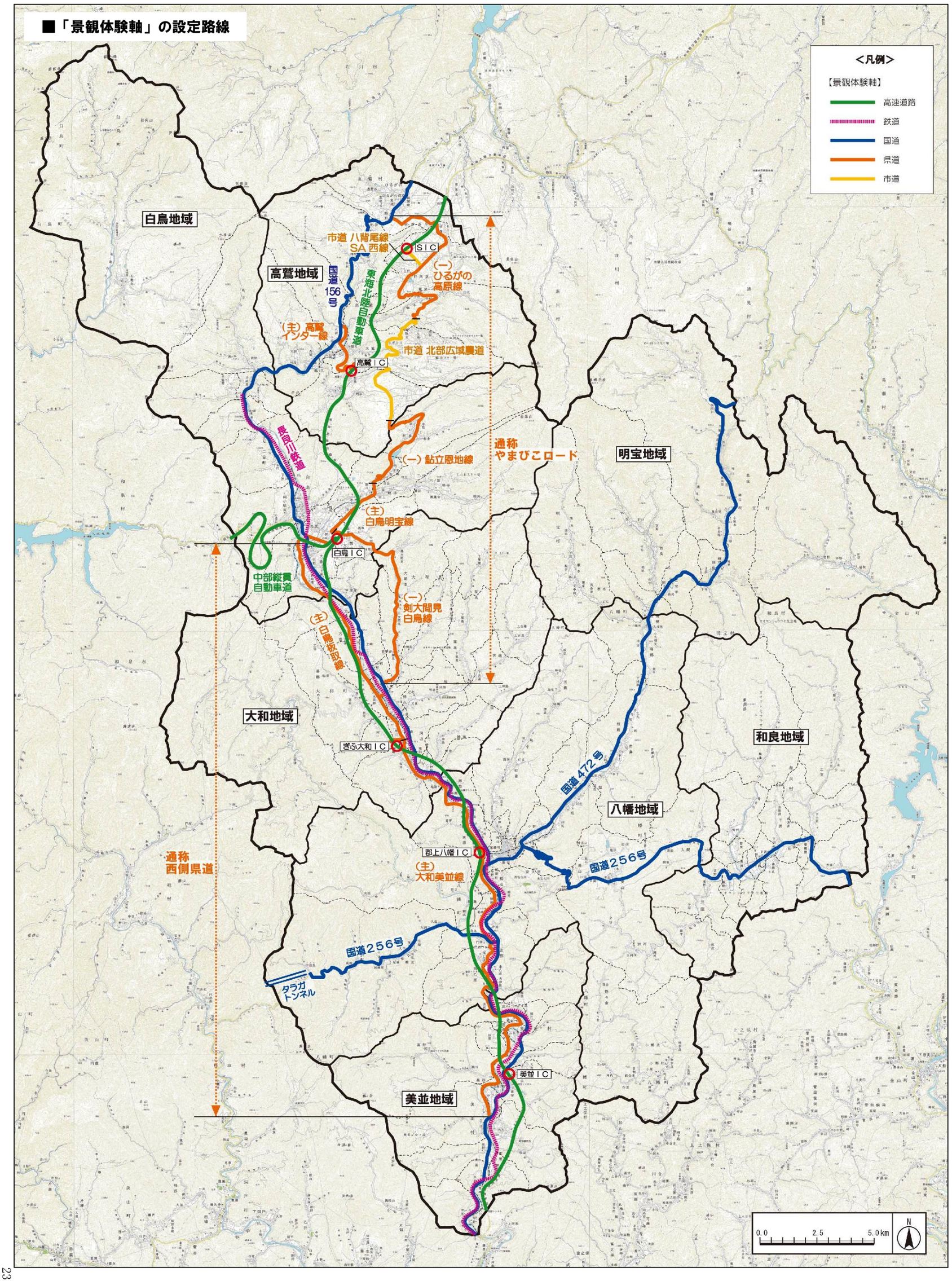
＜凡例＞
【景観体験軸】
高速道路
鉄道
国道
県道
市道
白鳥地域
高鷲地域
明宝地域
大和地域
和良地域
八幡地域
美並地域
市道 八背尾線
SA 西線
SIC
(一)
ひるがの
高原線
国道
156号
東海北陸自動車道
(主) 高鷲
インター線
高鷲ＩＣ
市道 北部広域農道
長良川鉄道
(一) 鮎立恩地線
通称
やまびこロード
(主)
白鳥明宝線
白鳥ＩＣ
中部縦貫
自動車道
(一)
剣大間見
白鳥線
(主) 白鳥板取線
ぎふ大和ＩＣ
国道472号
都上八幡ＩＣ
(主)
大和美並線
国道256号
通称
西側県道
タラガ
トンネル
美並ＩＣ
0.0
2.5
5.0km
N

第３章　建築・開発行為等の制限に関する事項

良好な景観形成を進めるため、周辺の景観に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模建築物の建築行為等を行う場合には、本章に定める景観形成基準に基づき、適切な規制・誘導を図ります。

１．届出の対象行為

届出が必要となる行為を以下のように定めます。

①建築物の建築等

対象物件	市域全域	高さ 11m以上、又は同一敷地における建築物の延床面積の合計が 1,000 ㎡以上の建築物
	景観体験軸に指定した道路・鉄道から幅 50mにかかる建築物	高さ９ｍ以上、又は同一敷地における建築物の延床面積の合計が 500 ㎡以上の建築物
対象行為		新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（当該建築物と一体となる工作物を含む）。ただし、増築または改築に係る部分の床面積の合計が 100 ㎡以下のものは除く。

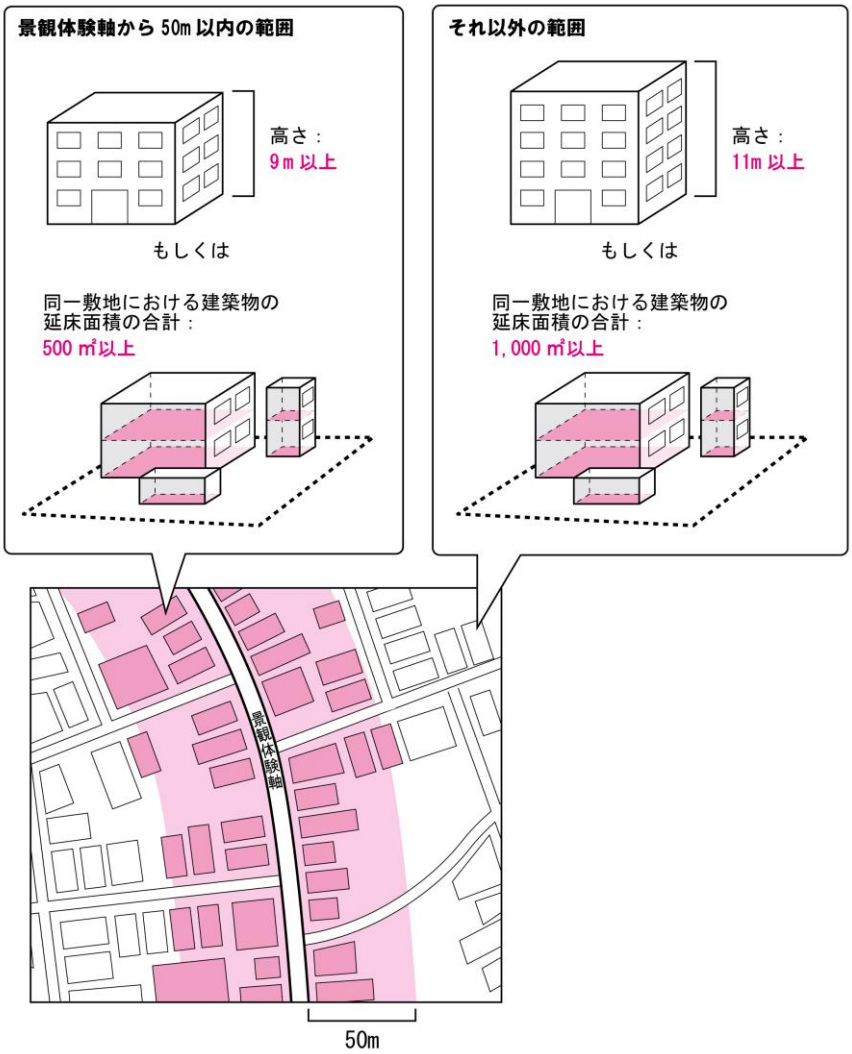

②工作物の建設等

対象物件	市域全域	・高さ 15m以上 ・擁壁については見附面積 50 ㎡以上のもの ・太陽光発電設備については、太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 1,000 ㎡以上のもの
	景観体験軸に指定した道路・鉄道から幅 50mにかかる工作物	・高さ 10m以上 ・擁壁については見附面積 30 ㎡以上のもの ・太陽光発電設備については、太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が 300 ㎡以上のもの
対象行為		新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。ただし、工事に必要な仮設のものは除く。

＜工作物の種類＞

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条に規定する工作物及びその他規則等で定める以下のもの

①煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、高架水槽、物見塔、その他これらに類するもの　※ただし、架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第２条第１項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く

②彫像、記念碑、その他これらに類するもの

③擁壁、垣（生け垣を除く）、さく、塀、フェンス、その他これらに類するもの　※ただし、道路擁壁は除く

④サイロなどの貯蔵施設、アスファルトプラントなどの製造施設、観光用の乗用エレベーターなどの昇降機、遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、観覧車、飛行塔等）、自動車車庫（建築物であるものを除く）、汚物処理場などの処理施設、その他これらに類するもの

⑤太陽光発電設備、風力発電設備、その他これらに類するもの　※ただし、建築物の屋根、屋上、外壁などに設置するものを除く

景観体験軸から 50m 以内の範囲
高さ：
10ｍ以上
（擁壁の場合）
見附面積：30 ㎡以上
それ以外の範囲
高さ：
15ｍ以上
（擁壁の場合）
見附面積：50 ㎡以上
景観体験軸
50m
景観体験軸から 50m 以内の範囲
（太陽光発電設備の場合）
太陽電池モジュール（パネル）の
合計面積：300 ㎡以上
それ以外の範囲
（太陽光発電設備の場合）
太陽電池モジュール（パネル）の
合計面積：1,000 ㎡以上

■建築物の建築等・工作物の建設等の対象行為

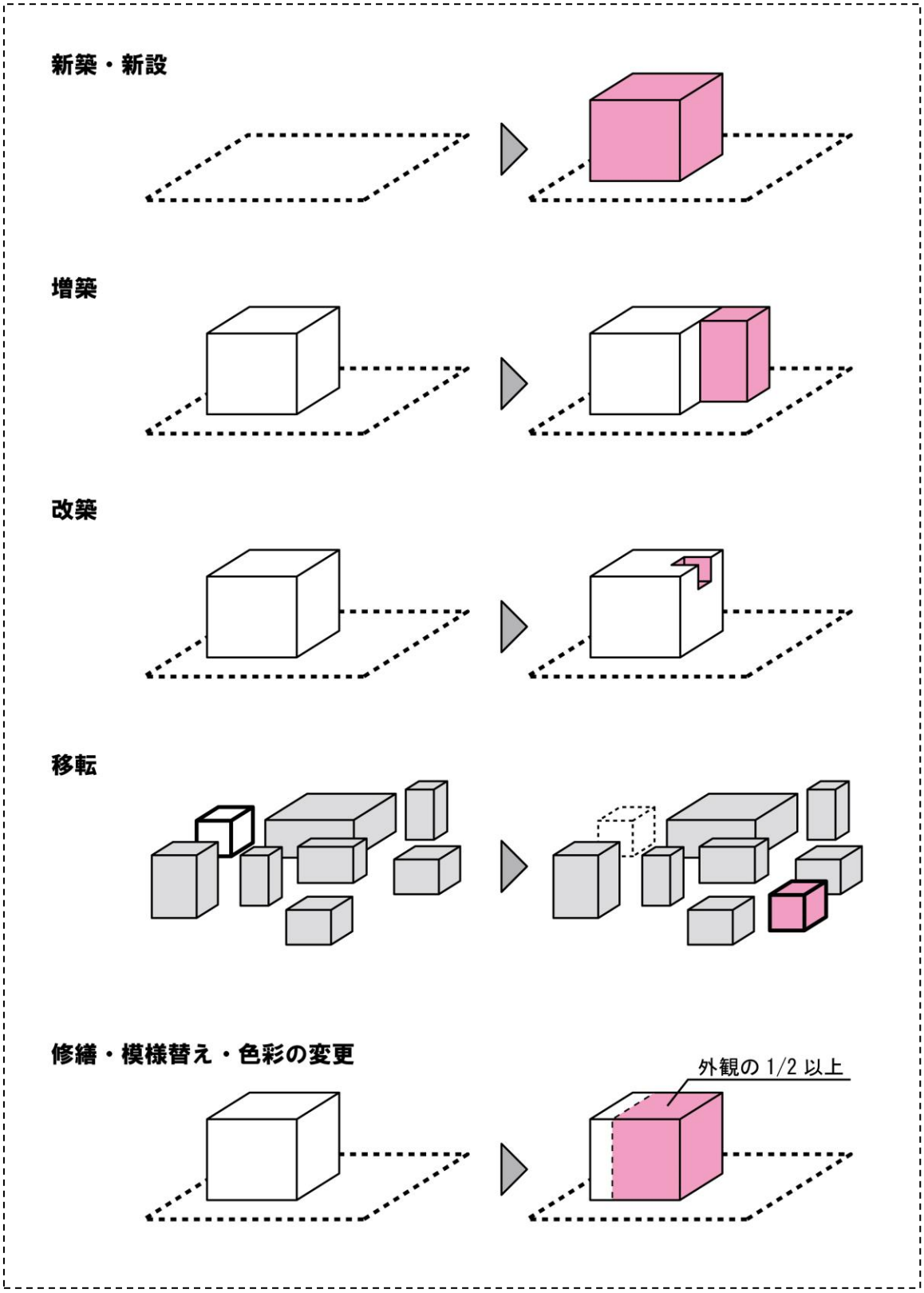

③開発行為（都市計画法第４条第 12 項で規定する行為）

開発区域 3,000 ㎡以上の開発。

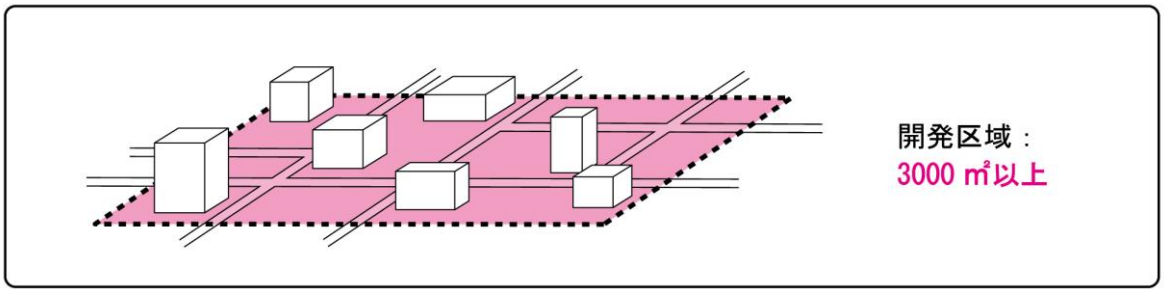

④土石の採取等における土地の形質の変更

採取面積 3,000 ㎡以上、又は変更により生じる法面、擁壁の高さが 3m以上、かつ長さが 10m以上のもの。

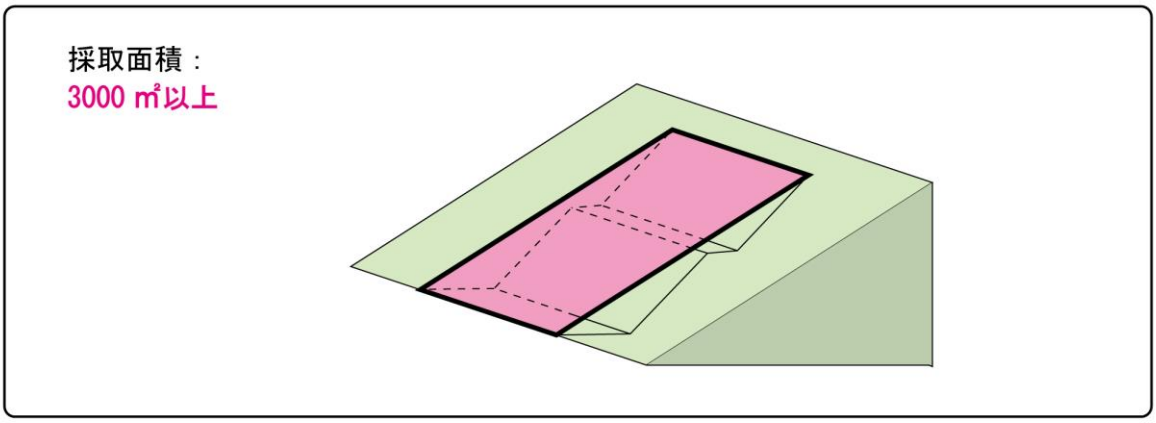

もしくは

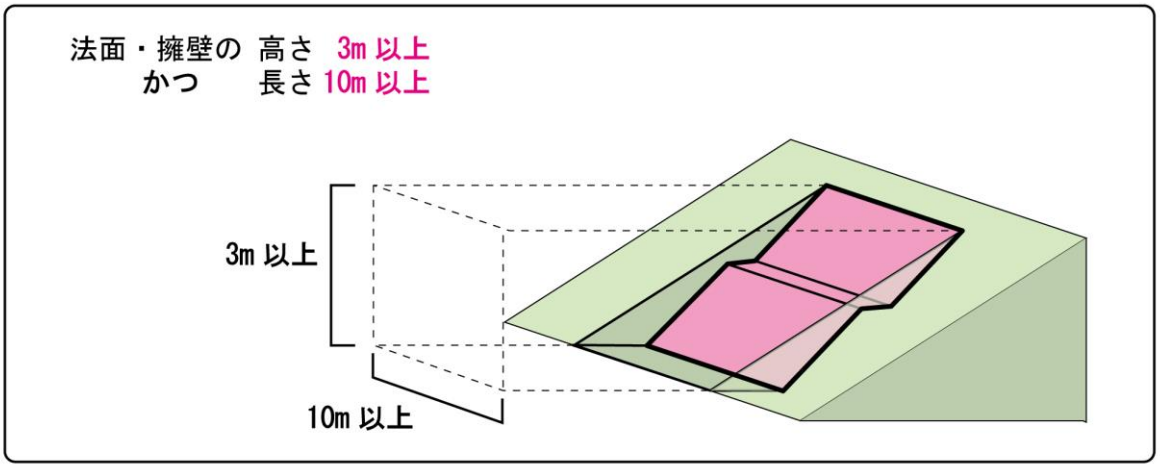

⑤屋外における土砂・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積に係る面積が 500 ㎡以上のもの。ただし、以下のものは除く。

1）家畜用飼料の堆積、および工業団地の区域内で行われる堆積など見通すことができない場所で行われるもの

2）60 日を超えて継続しないもの

堆積に係る面積：
500 ㎡以上

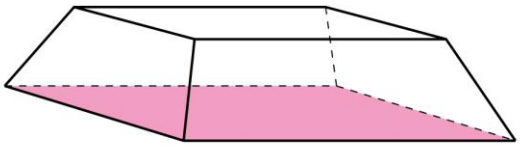

２．景観形成基準

大規模な行為に対して、行為の内容ごとに、良好な景観の形成に向けた景観形成基準を以下のように定めます。なお、市域全域を対象とする景観計画区域は★印の基準のみを適用し、第２章第５項で「景観体験軸」として設定した道路・鉄道から幅 50mにかかる範囲での行為は全ての基準を適用します。

ただし、市民生活に不可欠な公共性の高い施設（学校や病院など）において市長がやむを得ないと認める場合、又はその他の施設において良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと市長が認める場合は、郡上市景観審議会の意見を聞いた上で適用除外とします。

①建築物の建築等

	基　　準
高さ	★ 周辺景観に威圧感、圧迫感を与えない高さとし、周辺の町並みのスカイラインとの協調に努める。
	★ 全域における高さの最高限度の基準を15m（５階建て程度）とする。
配置形態	★ 地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。
	★ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。
	主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。 （主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）
	商業施設や業務施設の倉庫やバックヤードは、道路から内部が直接見えないような配置とする。
材質	★ 汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。
	★ 外壁材・舗装材・外構などは、自然素材（石、木材など）を積極的に活用する。
	★ 光沢のある材料や反射光の生じる素材を大部分にわたって使用することは避ける。
意匠	★ 周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。
	★ 周辺の建物と統一感を持たせ、連続性のある町並み形成に努める。（屋根形状や軒の出、高さ等）
	★ 歴史的町並みを有し、周辺の建築物の多くが伝統的な様式の建築物で形成されている地域においては、周辺の建築様式を継承した意匠に努める。
	★ 大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努める。
	★ 大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。
色彩	★ 使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くならないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。
	★ 外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の１／１０未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。
附帯施設	外壁に附帯する配管設備などは、道路・鉄道からできるだけ見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面との同一の色調とするなど、建築物全体との調和を図る。
	高架水槽や冷却塔設備などを屋上に設置する場合は、道路・鉄道からできるだけ見えない位置に設置する。それが困難な場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により隠す。
	屋外階段は、建築物等と一体的なデザインとするか、道路・鉄道から見えない位置に設置する。
外構	★ 地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。
	★ 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。
	道路境界部分を歩道と一体的に利用するなど、修景のためのスペースをとることにより、建築物の前面にゆとりと潤いのある空間を確保するよう努める。
	道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。
	駐車場やごみ置き場等は、植栽などの工夫により、内部が道路側から目立たないよう努める。
	★ 景観体験軸沿いのエリアにおいては、建築物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の20%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）

②工作物の建設等

	基　　準
配置形態	★ 地形や町並みなど周辺景観の基調を確認し、それを乱さないような配置、形態とする。
	★ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な擁壁が生じないようにする。
	★ 太陽光発電設備は、傾斜地（勾配30度以上）および景観体験軸から望見できる場所への設置を避ける。やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。
	主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置とする。（主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。）
	敷地境界線からできるだけ多く後退し、周辺に圧迫感を与えないような配置とする。
	擁壁については高さを極力抑え、原則５m以下とする。
材質	★ 汚れが目立たず、経年変化により味わいの増す外壁材料を使用する等の工夫をする。
意匠	★ 周辺の自然景観や集落景観と調和するよう形態意匠を工夫する。
	★ 工作物全体として統一感のあるデザインとなるよう努める。
	★ 大面積に具象な絵柄や必然性のないデザイン、華美な装飾を施さないようにする。
色彩	★ 使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くならないよう配慮する。ただし、着色していない木材や土壁等、素材の色をそのまま用いる場合はこの限りでない。
	★ 外観の色彩は、別表のとおりとする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、見付面積の１／１０未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩、および無彩色の屋根についてはこの限りでない。
	★ 太陽光発電設備のパネルは低反射（反射光を抑える）処置が施されたものを使用する。
外構	★ 地域の景観形成にとって適切な樹木や草花による緑化を図り、周辺環境の向上に努める。
	★ 樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林等が敷地内に生育する場合は、これをできるだけ残す。
	道路などの公共空間に面して、垣またはさくを設置する場合は、閉鎖感のあるものは避け、生垣や透視可能な構造とするよう努める。
	★ 景観体験軸沿いのエリアにおいては、工作物等の敷地面積が0.3ha以上であるものについて、原則として敷地面積の10%以上を緑化する。（なお、景観体験軸沿い以外のエリアは同値を目標値とする。）

③開発行為

	基　　準
地形形状	★ 造成は必要最小限のものとし、既存の地形・樹木などの自然条件を活かすことで、景観上の違和感を生じさせないようにする。
法面・擁壁等	★ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。
	擁壁については高さを極力抑え、原則５m以下とする。
	★ 法面は緑化等により周辺の景観及び町並みとの調和に努める。
緑化	★ 大規模な木竹の伐採は可能な限り避け、やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。また、表土の保全を図る。
	★ 開発の区域内部や周囲に、既存の樹木樹林や他の自然要素を残す区域を積極的に設け、周囲の景観との調和を図るとともに、既存の景観的特徴の継承を図る。
	★ 道路等の公共空間との境界部分については緑化に努める。
	★ 区域内にある既存樹林の保全面積及び緑化面積の合計は、原則として開発区域面積の15%以上とする。

④土石の採取等における土地の形質の変更

基　　準
★ 変更は必要最小限のものとし、既存の地形及び景観を著しく変更しないよう努める。
★ 景観体験軸として設定した道路・鉄道から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫する。
★ 生じた法面などに関しては、緑化、素材の工夫などにより周囲の景観になじませるよう努める。
★ 採取後は、地域の自然植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努める。

⑤屋外における土砂・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

基　　準
★ 景観体験軸として設定した道路・鉄道から望見できる範囲においては、長期に渡り土石、廃棄物、再生資源などの堆積は行なわない。
★ 堆積を行う場合は、景観体験軸として設定した道路・鉄道から堆積物が見えないよう配置を工夫する。それが困難な場合は、植栽や塀を設ける、積み上げ高さを低く抑える等の配慮を行う。

■建築物・工作物の色彩の基準①

色相	明度	彩度
R	２以上	４以下
ＹＲ	２以上	６以下
0.1Ｙ～５Ｙ	２以上	４以下
５Ｙ～10Ｙ	２以上	２以下
ＧＹ～ＲＰ	３以上	２以下
Ｎ（無彩色）	２以上	—

マンセル色層環

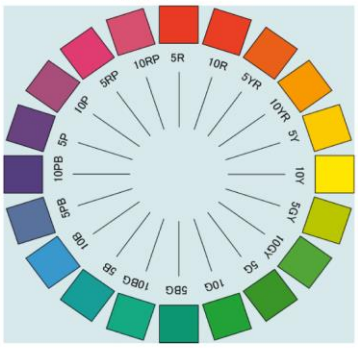

R（赤）系の色相

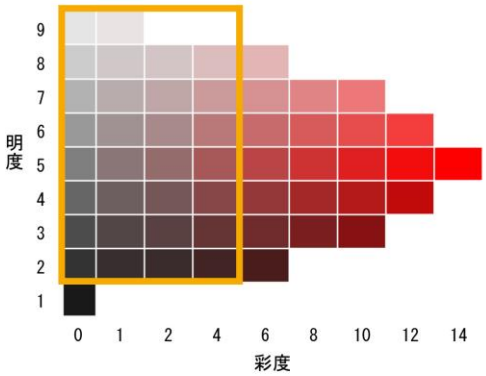

ＹＲ（黄赤）系の色相

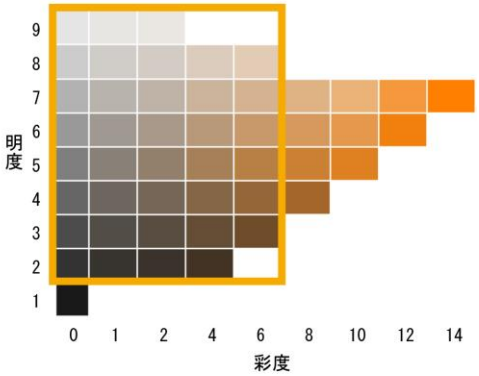

0.1Ｙ～5Ｙ（黄）系の色相

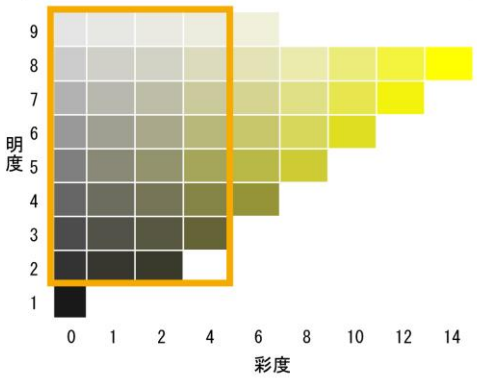

5Ｙ～10Ｙ（黄）系の色相

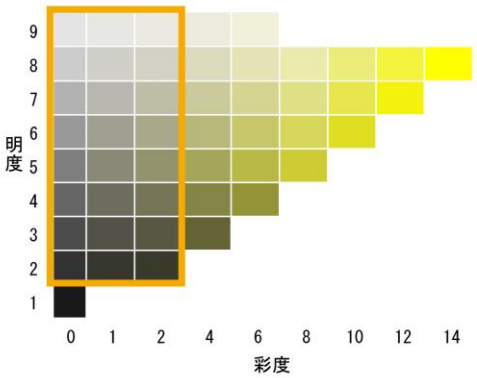

ＧＹ（黄緑）系の色相

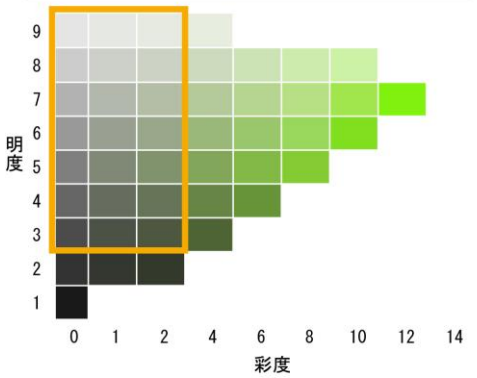

Ｇ（緑）系の色相

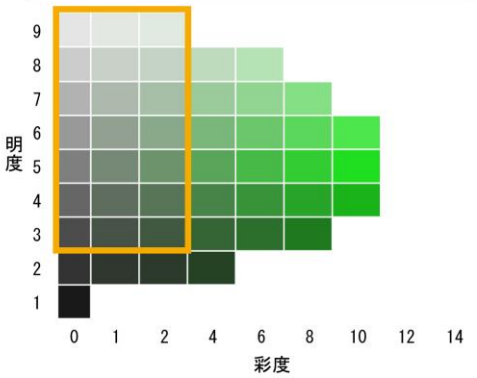

■建築物・工作物の色彩の基準②

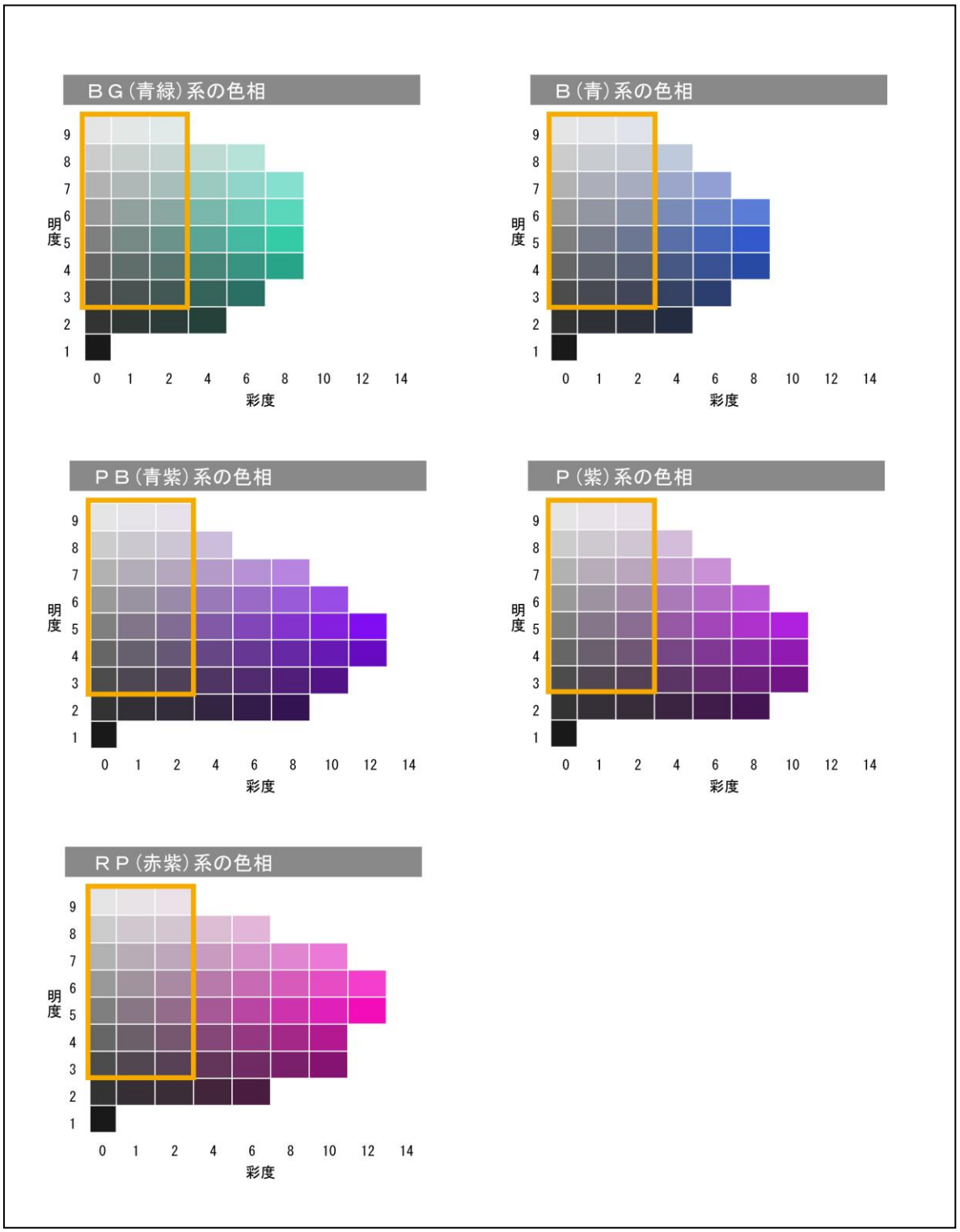

※マンセル表色系：どのような色（色相）が、どれくらいの明るさ（明度）で、かつ、どれくらいの鮮やかさ（彩度）で使用されているかを表現する数値

3．手続きフロー

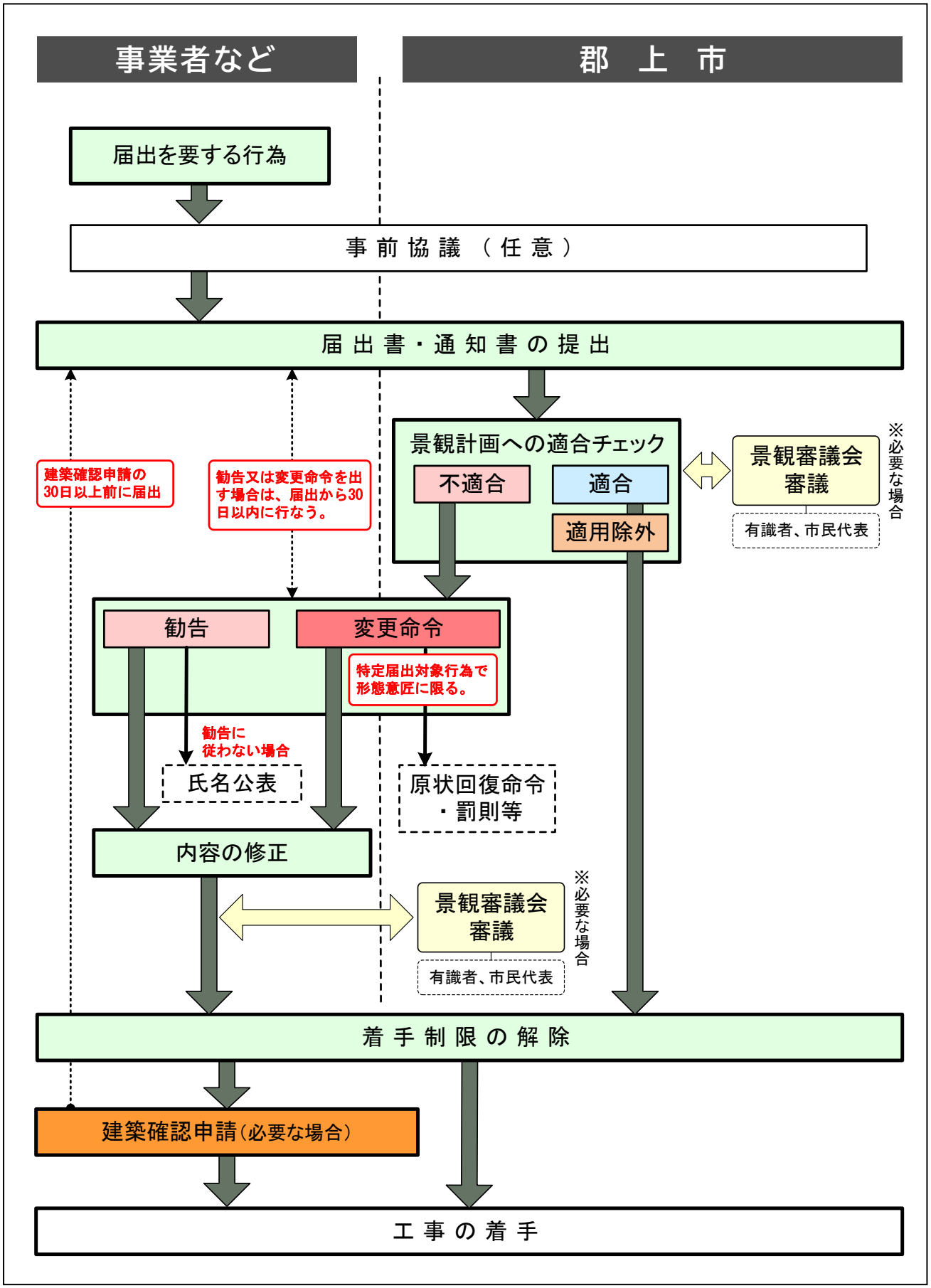
事業者など
郡　上　市
届出を要する行為
事 前 協 議 （ 任 意 ）
届 出 書・通 知 書 の 提 出
景観計画への適合チェック
不適合
適合
適用除外
景観審議会
審議
有識者、市民代表
※必要な場合
建築確認申請の
30日以上前に届出
勧告又は変更命令を出
す場合は、届出から30
日以内に行なう。
勧告
変更命令
特定届出対象行為で
形態意匠に限る。
勧告に
従わない場合
氏名公表
原状回復命令
・罰則等
内容の修正
景観審議会
審議
有識者、市民代表
※必要な場合
着 手 制 限 の 解 除
建築確認申請（必要な場合）
工 事 の 着 手

第４章　屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

１．規制・誘導に関する基本的考え方

■屋外広告物の主な種類

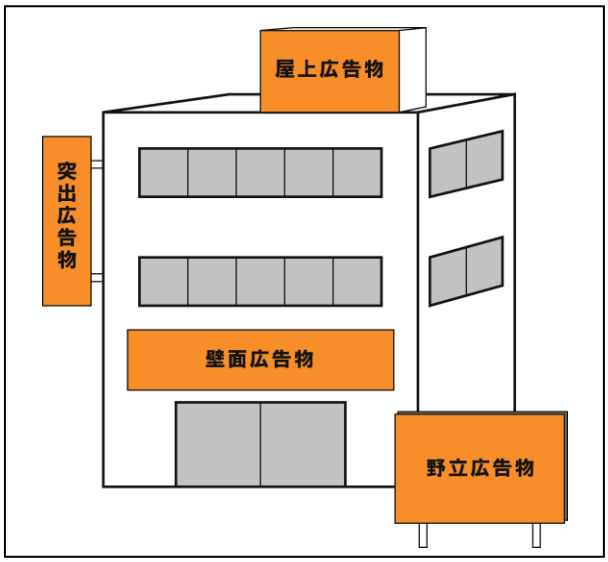

屋外広告物は、情報の伝達手段として一定の役割を果たしています。一方で、屋外広告物が無秩序に設置されることで、落ち着きのある町並みや自然景観を阻害する可能性があります。そのため、屋外広告物の表示及び掲出にあたっては、本計画における景観形成の方針を十分踏まえるとともに、広告塔（野立広告物）など工作物に分類される屋外広告物については、「第３章 建築・開発行為等の制限に関する事項」に定める基準に基づき、規制誘導を図ることとします。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、色彩、掲出方法等に関わる制限については、岐阜県の定める「岐阜県屋外広告物条例」に準じて規制・誘導を図っており、引き続き同条例により適切な規制誘導を図るとともに、別途「郡上市屋外広告物条例」の制定に向けた検討を進めることとします。

２．表示・掲出にあたっての配慮事項

屋外広告物の表示・掲出にあたっては、特に以下の事項に配慮することとします。

	配慮事項
設置場所・デザイン等	周辺の山並み等への眺望を考慮し、極力低層部に設置する。
	必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留める。
	建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化する。
	容易に腐朽または破損しない構造とする。
	広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮する。
	市街地の美観または自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないよう配慮する。
	建築物本体に設置する場合は、建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、素材、色彩、意匠とする。
	全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行う。
色彩等	蛍光塗料の使用は避ける。
	彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として全面に使用することを避け、周辺の景観と調和した色調とする。（彩度８以下を目安とする）
	農村地域や住宅地においては、基調色は建築物と同系統色又は白とするなど、落ち着いた色彩とする。
	電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼間においても景観を損なわないものとする。

第５章　景観重要建造物・樹木の指定の方針

１．景観重要建造物・樹木の指定の考え方

景観重要建造物および樹木の制度は、良好な景観形成に資する重要な建造物（建築物及び工作物）と樹木を指定し、積極的に保全するものです。ただし、すでに文化財保護法に基づき、より厳しい現状変更の規制が課せられている国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物は景観法の指定の対象とはしません。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定しようとする場合は、あらかじめ当該建造物および樹木の所有者の意見を聴取することになっています。指定について、所有者の同意が得られた建造物および樹木は、景観審議会の意見を聞いた上で、景観法に基づく「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定します。

景観重要建造物または景観重要樹木に指定されることにより、所有者には適正な管理義務が課せられます。また、現状変更については、市長の許可を得た上で行うこととなります。ただし、現状変更の規制がかかることにより生じる損失については、市から補償されます。また、相続税についても、その評価において、利用上の制限の程度に応じた適正な評価がなされます。

２．景観重要建造物の指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要建造物として指定していきます。

- ●地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- ●市民に親しまれ、地域のシンボル的な存在となっているもの
- ●外観が伝統的様式や技法で構成され、地域の規範になっているもの
- ●街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- ●優れた意匠・デザインを有し、建造物としての価値が高いもの
- ●再び造ることができないもの
- ●その他、地域の良好な景観形成に貢献している建造物等

３．景観重要樹木の指定の方針

道路や公共の場所から望見することができ、次のいずれかに該当するものについて、所有者の意見を聞き、同意を得た上で、景観重要樹木として指定していきます。

- ●地域の自然、歴史、文化などからみて、樹木の外観が景観上の特徴を有し、地域の特性を表現しているもの。もしくは景観形成に良好な影響を与えているもの
- ●市民に親しまれ、地域のシンボル的な存在となっているもの
- ●街角やアイストップに位置する等、地域の景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの
- ●品格や風格が備わり、優れた樹姿（樹高や樹形）のもの
- ●社寺林や地域の骨格となる樹林などを構成する主たる樹木

第６章　景観重要公共施設の整備に関する事項

１．景観重要公共施設の指定に関する考え方

良好な景観形成を推進していく上で、行政が先導的な役割を果たすことが求められます。道路や河川、公園等の公共施設は地域景観の骨格や拠点となる重要な役割を担います。そのため、道路や河川といった公共施設の内、本市の景観形成上、大きな影響を及ぼす公共施設については、国や県等の関係機関と協議の上、景観重要公共施設として指定し、地域の景観形成にふさわしい整備を進めます。

なお、景観体験軸に設定した道路については、全て景観重要公共施設に指定候補とします。

【景観重要公共施設に位置づけることが可能な施設】

〇道路法による道路　　**〇河川法による河川**

〇都市公園法による都市公園　　**〇自然公園法による公園事業に係わる施設　等**

２．景観重要公共施設の景観形成方針

景観重要公共施設として位置づけられた施設の整備を行う際には、施設管理者との協議を行い、以下に示す景観形成方針との適合を図ることとします。また、整備にあたっては、国土交通省で事業分野別に策定されている以下のガイドラインを十分踏まえたものとします。

『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」』（平成 23 年／都市・地域整備局）
『道路デザイン指針（案）』（平成 29 年改定／道路局）
『河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」』（平成 18 年／河川局）
『砂防関係事業における景観形成ガイドライン』（平成 19 年／河川局）

景観重要公共施設	景観形成方針
道路	●道路内の施設については路線毎に統一感のあるものとし、沿道の景観と調和したデザインなどにより沿道と一体感のある道路景観の形成を図る。 ●車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識等は、交通安全上必要不可欠な機能は保持した上で、華美なデザインを避け、沿道の建築物等が映える色彩とする。 ●幹線道路の沿道に多く掲出されている屋外広告物は、路線ごとに秩序のあるものとなるよう誘導を図る。 ●工作物の素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 ●光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は最小限に留める。 ●道路に沿った水路を活かした潤いのある公共空間をつくる。 ●電線類の地中化を推進する。また、地中化に伴い設置される地上機器は、位置・色彩について配慮するとともに、周辺を植栽等によって修景する。 ●法面等の緑化にあたっては、地域性を考慮し、外来種の使用を避ける。

景観重要公共施設	景観形成方針
河川	●その河川が本来有している自然環境の保全・創出を図る。 ●安全性を考慮しつつ、市民が身近に潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。 ●周辺からの河川の見え方や、河川敷等からの周囲への眺望に配慮した整備を行う。 ●自然素材や伝統工法を用い、地域性が感じられる自然豊かな河川環境を創出する。 ●各河川の橋梁や、川沿いの各種施設との一体的な景観改善を行うことにより、景観軸としてより広がりの感じられる景観形成を図る。
公園	●安心・快適が感じられる景観を形成するため、ユニバーサルデザインに配慮した園路、休憩施設などの整備を推進する。 ●公園と地区とのつながりが感じられる景観を形成するため、公園の外周部の植栽や施設のデザイン等に配慮する。 ●工作物の設置にあたっては、自然素材の使用に努める。 ●素材の選択に際しては、美しい経年変化やメンテナンスを考慮する。 ●光沢や反射性のある周囲から突出するような素材・色彩の使用は、最小限に留める。 ●周辺環境やデザインに配慮した案内板等の設置を行う。

第７章　景観形成重点地区における景観計画

１．景観形成重点地区の位置づけ

本市は広い市域を有しており、城下町らしい軒の低い町並みが保存され、伝統的な町並みが良好に保たれている八幡地区や、高原地ならではの伸びやかな景観を有するひるがの地区、白山信仰の影響を色濃く残す石徹白集落など、それぞれの地域で景観的特徴は大きく異なっています。また、景観まちづくりに対する市民意識の熟度も地域によって様々です。

そこで、本市を代表するような特徴的な景観を有している地区や、住民自らが積極的に景観形成に取り組もうとしている地区を対象に、住民等の合意形成に基づき、より重点的に景観形成に取り組む『景観形成重点地区』として位置づけます。この景観形成重点地区では、郡上市景観計画との整合性を図りながら地区独自の景観計画を策定し、地区の特性に応じた景観形成に取り組むこととします。

なお、景観形成重点地区は、市域全域および景観体験軸沿いよりも重点的に景観形成に取り組むエリアとすることから、行為の制限に関する事項についても、より厳しい基準を設定することを前提とします。また、景観形成重点地区については、都市計画の手法を活用し、より厳しい行為の制限をかけることのできる景観地区、準景観地区に指定することも考えられます。

○景観計画区域　＝　市域全域

○景観形成重点地区　＝　特徴的な景観を有している地区
住民自らが積極的に景観形成に取り組む地区を指定

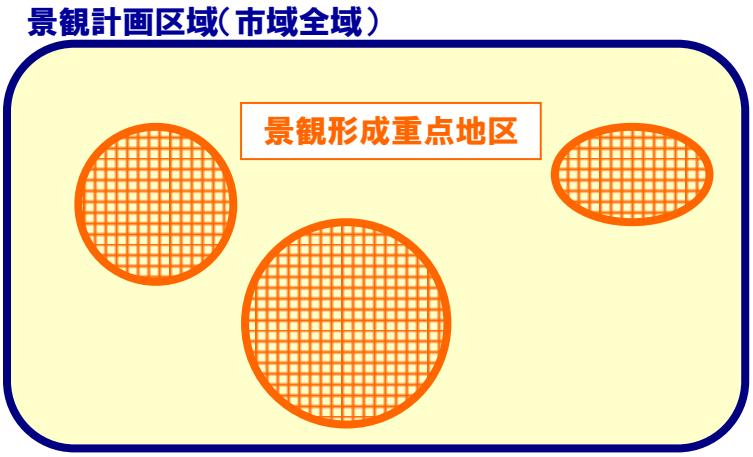

- 市域全体を景観計画区域として設定し、必要最低限の行為の制限に関する基準を設定。
- さらに特徴的な景観を有している地区、住民自らが積極的に景観形成に取り組む地区を**景観形成重点地区として設定し、よりきめの細かい基準を設定。**
- 実際の行為の届出に対する処理の現実性を考慮しつつ、地域の実情に応じたメリハリのある景観形成を実現。

２．景観形成重点地区の景観計画で定める内容と指定の手順

(1) 景観形成重点地区の景観計画で定める内容

景観形成重点地区における景観計画は、次に掲げる内容を定めるものとします。この内、①～④は全ての地区で定める事項（必須事項）、⑤～⑧は地区の特性に応じて定める事項（選択事項）とします。

①景観形成重点地区の名称
②景観計画の区域
③良好な景観の形成に関する方針
④建築・開発行為等の制限に関する事項（景観形成基準）
⑤屋外広告物に関する行為の制限に関する事項
⑥景観重要建造物・樹木の指定に関する方針
⑦景観重要公共施設に関する方針
⑧その他、必要な方針

(2) 景観形成重点地区の指定の手順

景観形成重点地区の指定については、以下に示す内容を基本的な手順とします。また、行政は地区指定に必要な情報の提供や専門家の派遣等の支援を行います。

①準備段階

・景観形成重点地区の指定は、住民、市双方の発意が想定されますが、いずれの場合も住民と行政との協議の場を設け、対象地区を定めます。

②計画策定段階

・地区住民を対象としたワークショップの開催やまち歩き、学習会等の活動を行いながら、景観形成の問題点や課題を整理します。
・問題点や課題を踏まえて、景観形成の目標や方針・基準等を検討し、地域住民等の合意形成を図ります。

③手続き段階

・景観計画への位置づけに際しては、対象地区内の住民等を対象とした説明会等を開催します。
・併せて、都市計画審議会、景観審議会への意見聴取を行います。

■景観形成重点地区の指定の手順

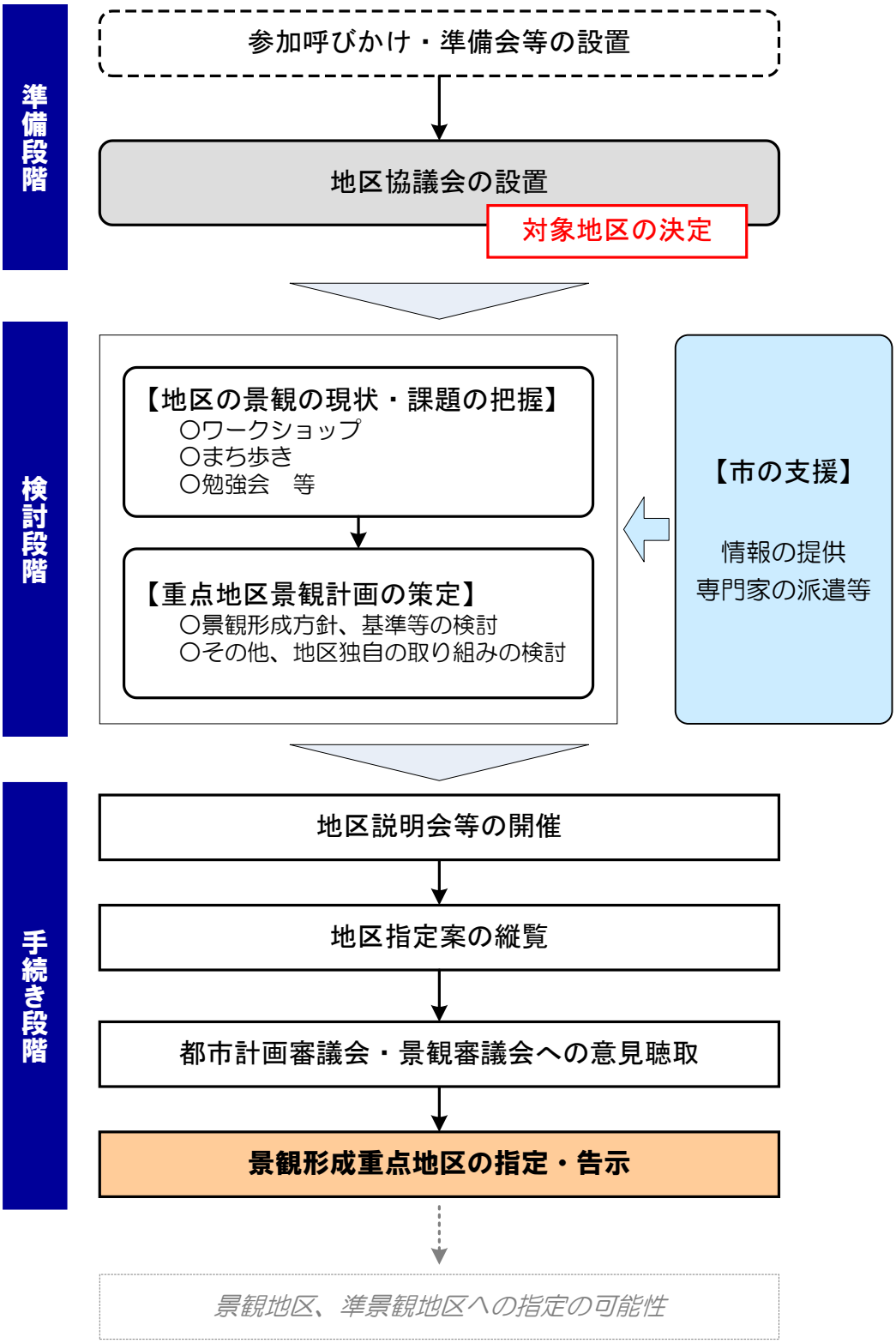

第８章　今後の進め方

今後は、本計画に定めた基準等に基づき、良好な景観の保全・形成に関わる取り組みを実施していくことになりますが、特に以下の３つを今後実施していく取り組みの“柱”として位置づけます。

１．規制・誘導による景観の保全・形成

本計画に定めた基準等に基づき、景観への影響の大きい行為を適切に規制・誘導していくことはもとより、景観形成重点地区における独自の景観計画の策定、景観形成住民協定の締結促進、景観デザインガイドブックの作成、屋外広告物条例の制定、都市計画法等の関係法令の制度活用を行い、規制・誘導による景観の保全・形成を図っていきます。

２．市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

良好な景観の保全・形成にあたっては、市民や事業者の協力・参画が必要不可欠になります。そのため、市民・事業者の意識啓発や協力体制（パートナーシップ）を強化するような取り組みを展開していきます。

３．総合的な推進体制づくり

良好な景観を保全・形成を実現するために、景観審議会を効果的に活用するとともに、外部の有識者等からアドバイスを受けられるような推進体制を構築します。

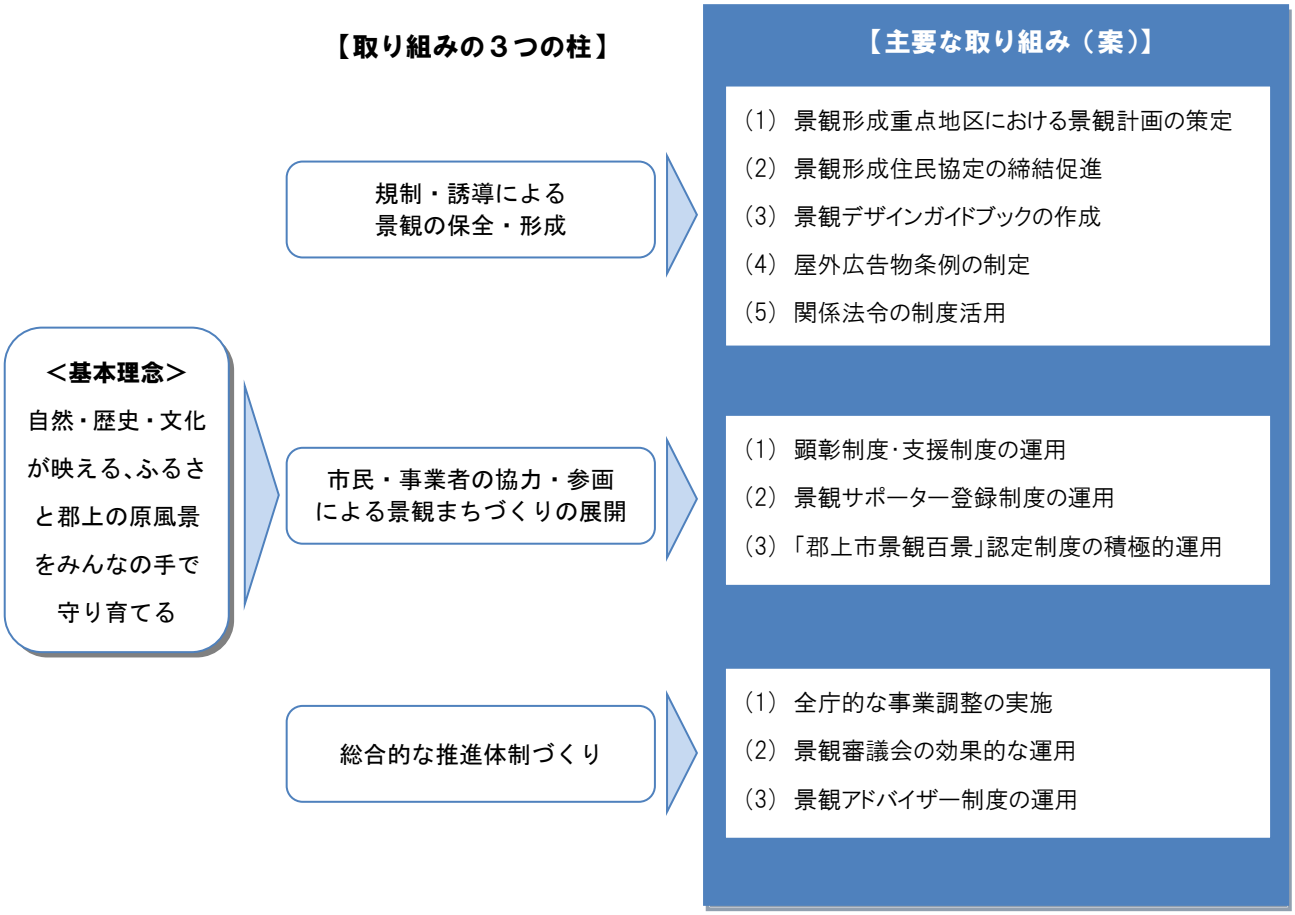

１．規制誘導による景観の保全・形成

⑴景観形成重点地区における景観計画の策定

第７章で示した景観形成重点地区の指定手順に基づき、今後、地区独自の景観計画の策定を進めます。計画の策定にあたっては、地域住民の景観行政に対する理解を得る必要があることから、できるだけ多くの住民が計画策定に参加できるような体制づくりを行い、行政と住民の協働により策定するものとします。

⑵景観形成住民協定の締結促進

景観形成住民協定は、土地所有者等の２／３以上の合意のもと、景観形成基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめの細かいルールを取り決めることが可能な制度です。

景観法に基づく景観協定は、土地所有者等の全員の合意が必要となりますが、本市では同制度をより活用しやすくするために、協定の締結条件を「土地所有者等の２／３以上の合意」とし、郡上市景観条例に基づく本市独自の「景観形成住民協定」制度として運用します。本市では、市民による同制度の活用を積極的に支援します。

なお、八幡地区において既に締結されている「まちなみづくり町民協定」については、郡上市景観条例に基づく景観形成住民協定として位置づけます。

⑶景観デザインガイドブックの作成

先に示した景観形成重点地区や景観形成住民協定を締結した地区においては、景観形成の配慮事項やポイントをビジュアル的に分かりやすく示した、普及啓発のための「景観デザインガイドブック」づくりを積極的に支援します。

⑷屋外広告物条例の制定

景観への影響が大きい要素である屋外広告物については、色彩も含めた適正な規制・誘導を図るため、市独自の屋外広告物条例の制定に向けた検討を進めます。

⑸関係法令の制度活用

景観に係る要素は多岐にわたり、良好な景観の形成を推進・誘導するためには、関係法に基づく各種制度を一体的に活用する必要があります。その中でも、景観形成に大きな影響を与える土地利用等の制限については、都市計画法の運用が必要であり、これまで都市計画区域外であった地域における準都市計画区域の指定等、都市計画制度の活用を検討します。

また、文化財保護法、および地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法）に基づく歴史的建造物の指定により、その保存・活用を図ります。

郡上市一円に広がる美しく恵まれた自然環境については「郡上市自然環境保護条例」の運用により適正な維持保全に努めます。

２．市民・事業者の協力・参画による景観まちづくりの展開

⑴ 顕彰制度・支援制度の運用

市民や事業者による主体的、積極的な景観形成活動を促すことを目的に、本市の景観形成に寄与する優れた建築物や、良好な町並み形成に繋がる主体的、継続的な取り組みを顕彰する郡上市景観賞制度を継続して運用します。

また、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物の指定等により、良好な景観形成に資する建築物の改修等に対する支援を行います。

⑵ 景観サポーター登録制度の運用

市民と行政とが協力して良好な景観形成を図るため、違法広告物や不法投棄等の景観を阻害する物件の監視活動や景観パトロール、景観資源の調査等の活動を行う景観サポーター登録制度を運用します。

⑶ 「郡上市景観百景」認定制度の積極的運用

郡上市には地域独自の豊かな自然や歴史文化を背景とした、その地区ならではの特色を持った素晴らしい景観があります。このような景観は地域に住む人々の生活と活動により形成されているものであり、地域の魅力ある景観とその創出に貢献している活動をさらに発見・推進し、将来へ守り育てていくために、「郡上市景観百景」の認定制度を運用しており、令和４年３月末時点で９地区が認定を受けています。

今後も、同制度を継続して運用し、認定地区の景観マニュアルに基づく景観形成活動を支援していくとともに、認定地区をさらに増やしていくため、既存の認定地区の活動成果を広く知ってもらうための展示会や交流会等を企画・開催します。

３．総合的な推進体制づくり

⑴ 全庁的な事業調整の実施

行政内の各部署で実施する各種事業を、本市の良好な景観の保全・形成という大きな目標の元で連携して実施していくために、全庁的な事業調整の場を設け、情報の共有を図るとともに、景観まちづくりの事業調整と連携強化に努めます。

⑵ 郡上市景観審議会の効果的な運用

本市は、平成 16 年より景観審議会を設置し、景観に関わる案件について諮問し、答申を受けてきました。本計画策定後も、景観形成に関する重要な事項について、景観審議会で効果的に調整・審議を行えるよう運用を図ります。

〇景観計画の変更・修正
〇景観形成重点地区の指定
〇景観計画・景観条例に基づく行為の届出に関する決定事項
〇景観重要建造物・樹木に関する指定、変更等
〇その他、景観形成上重要な事項　等

⑶ 景観アドバイザー制度の運用

景観計画の実効性を高め、より質の高い建築物等の誘導を図る上では、専門家等による助言が効果的になります。また、地区レベルの景観形成の推進にあたっては、専門的な助言や活動のコーディネートが必要となる場合もあります。そこで、景観に関する優れた見識を有し、本市の景観をよく知る学識経験者や専門家等を景観アドバイザーとして選任し、専門的な助言を受けられる景観アドバイザー制度を継続して運用します。

〇景観計画・景観条例に基づく行為の届出の事前協議 等
〇公共施設の整備に関する助言 等
〇市民が主体となった地区レベルでの景観まちづくりに対する助言 等